

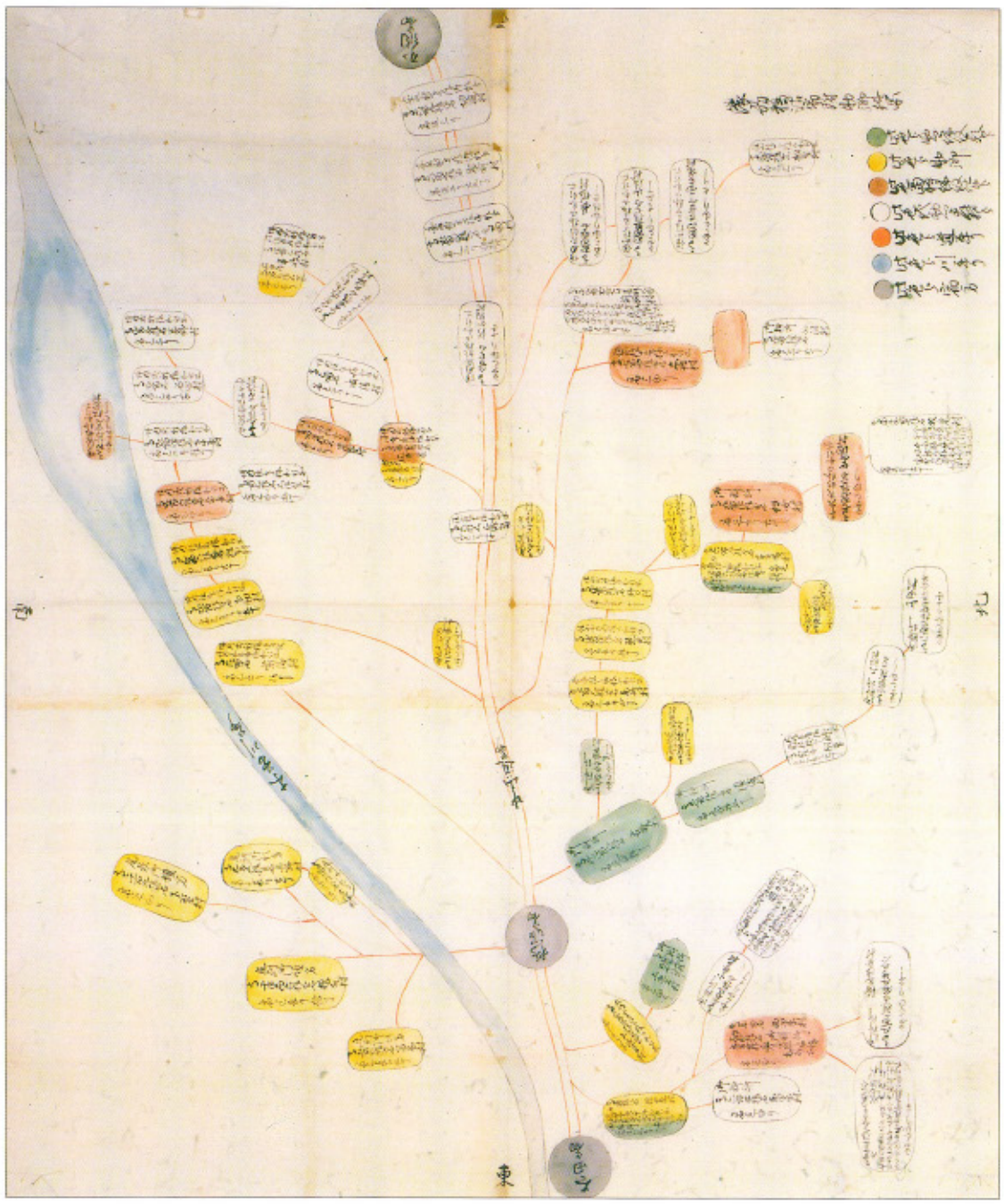
7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 100 101 102 103 104 105 106 107 108 109 110 111 112 113 114 115 116 117 118 119 120 121 122 123 124 125 126 127 128 129 130 131 132 133 134 135 136 137 138 139 140 141 142 143 144 145 146 147 148 149 150 151 152 153 154 155 156 157 158 159 160 161 162 163 164 165 166 167 168 169 170 171 172 173 174 175 176 177 178 179 180 181 182 183 184 185 186 187 188 189 190 191 192 193 194 195 196 197 198 199 200 201 202 203 204 205 206 207 208 209 210 211 212 213 214 215 216 217 218 219 220 221 222 223 224 225 226 227 228 229 230 231 232 233 234 235 236 237 238 239 240 241 242 243 244 245 246 247 248 249 250 251 252 253 254 255 256 257 258 259 260 261 262 263 264 265 266 267 268 269 270 271 272 273 274 275 276 277 278 279 280 281 282 283 284 285 286 287 288 289 290 291 292 293 294 295 296 297 298 299 300 301 302 303 304 305 306 307 308 309 310 311 312 313 314 315 316 317 318 319 320 321 322 323 324 325 326 327 328 329 330 331 332 333 334 335 336 337 338 339 340 341 342 343 344 345 346 347 348 349 350 351 352 353 354 355 356 357 358 359 360 361 362 363 364 365 366 367 368 369 370 371 372 373 374 375 376 377 378 379 380 381 382 383 384 385 386 387 388 389 390 391 392 393 394 395 396 397 398 399 400 401 402 403 404 405 406 407 408 409 410 411 412 413 414 415 416 417 418 419 420 421 422 423 424 425 426 427 428 429 430 431 432 433 434 435 436 437 438 439 440 441 442 443 444 445 446 447 448 449 450 451 452 453 454 455 456 457 458 459 460 461 462 463 464 465 466 467 468 469 470 471 472 473 474 475 476 477 478 479 480 481 482 483 484 485 486 487 488 489 490 491 492 493 494 495 496 497 498 499 500 501 502 503 504 505 506 507 508 509 510 511 512 513 514 515 516 517 518 519 520 521 522 523 524 525 526 527 528 529 530 531 532 533 534 535 536 537 538 539 540 541 542 543 544 545 546 547 548 549 550 551 552 553 554 555 556 557 558 559 560 561 562 563 564 565 566 567 568 569 570 571 572 573 574 575 576 577 578 579 580 581 582 583 584 585 586 587 588 589 590 591 592 593 594 595 596 597 598 599 600 601 602 603 604 605 606 607 608 609 610 611 612 613 614 615 616 617 618 619 620 621 622 623 624 625 626 627 628 629 630 631 632 633 634 635 636 637 638 639 640 641 642 643 644 645 646 647 648 649 650 651 652 653 654 655 656 657 658 659 660 661 662 663 664 665 666 667 668 669 670 671 672 673 674 675 676 677 678 679 680 681 682 683 684 685 686 687 688 689 690 691 692 693 694 695 696 697 698 699 700 701 702 703 704 705 706 707 708 709 710 711 712 713 714 715 716 717 718 719 720 721 722 723 724 725 726 727 728 729 730 731 732 733 734 735 736 737 738 739 740 741 742 743 744 745 746 747 748 749 750 751 752 753 754 755 756 757 758 759 760 761 762 763 764 765 766 767 768 769 770 771 772 773 774 775 776 777 778 779 780 781 782 783 784 785 786 787 788 789 790 791 792 793 794 795 796 797 798 799 800 801 802 803 804 805 806 807 808 809 810 811 812 813 814 815 816 817 818 819 820 821 822 823 824 825 826 827 828 829 830 831 832 833 834 835 836 837 838 839 840 841 842 843 844 845 846 847 848 849 850 851 852 853 854 855 856 857 858 859 860 861 862 863 864 865 866 867 868 869 870 871 872 873 874 875 876 877 878 879 880 881 882 883 884 885 886 887 888 889 890 891 892 893 894 895 896 897 898 899 900 901 902 903 904 905 906 907 908 909 910 911 912 913 914 915 916 917 918 919 920 921 922 923 924 925 926 927 928 929 930 931 932 933 934 935 936 937 938 939 940 941 942 943 944 945 946 947 948 949 950 951 952 953 954 955 956 957 958 959 960 961 962 963 964 965 966 967 968 969 970 971 972 973 974 975 976 977 978 979 980 981 982 983 984 985 986 987 988 989 990 991 992 993 994 995 996 997 998 999 1000

平成二十五年三月

各務原市資料調査報告書第三十六号

旧中山道鵜沼宿本陣桜井家文書 Ⅲ

各務原市歴史民俗資料館





はじめに

昨年度にひきつづき、各務原市資料調査報告書第三十六号として、『旧中山道鶴沼宿本陣桜井家文書 Ⅲ』を刊行することができました。本書には、桜井家に残されていた史料の中から、文久二年（一八六二）十月の和宮の通行に関する史料を、「和宮様御下向ニ付本陣留帳」として収録しました。この史料は、和宮一行の昼食・休憩のための準備に係る文書が一冊に綴じられているもので、どのような準備をしなければならなかったのかが、詳細に記録されています。

文久二年十月二十日京都を出発した和宮一行は、十月二十六日加納宿に宿泊、翌二十七日には新加納で小休止、鶴沼宿で昼食・休憩をとり、太田宿に宿泊という行程で、中山道を通行します。総勢一万五千人にも及んだ大行列であったともいわれています。この史料はいたみが激しく、全文を収録することはできませんでしたが、『旧中山道鶴沼宿本陣桜井家文書 Ⅲ』を手にとっていただければ、和宮の休憩所となった鶴沼宿本陣桜井家が、作事奉行や目付の指示で建物の修繕・改築を行なったことや、鶴沼宿の人々が一行の昼の休憩のために、どれほど大変な準備をしていたのかということが、つぶさにお分かりいただけると思います。

今回も、「桜井家文書」の報告書を刊行することに、史料の所有者である桜井美保子氏からご快諾をいただきました。また、「桜井家文書」の解説と解説には、岐阜女子大学文化創造学部の辻公子先生に多大なご尽力をいただきました。お二人には深く感謝いたします。

多くの市民の皆様がこの報告書を手にとり、和宮の通行という歴史上の出来事と、一行を迎える準備にいそしんだ鶴沼宿の人々の様子を感じとっていただければ幸いです。

平成二十五年三月

各務原市歴史民俗資料館

目次

口 絵	1
はじめに	1
例 言	3
史料解説	5
史料解説文	11
宿割帳一覧	100
編集後記	103

- 口 絵 一 濃州鶺沼宿附助郷絵図(年月未詳)
- 口 絵 二 鶺沼宿・加納宿間絵図(年月未詳)

例 言

- 一 本書は、各務原市資料調査報告書第三十六号として、旧中山道鶴沼宿で本陣を勤めた桜井家に伝来する古文書の中から、和宮の通行に關係した文書の解読文を収録したものである。
- 一 本報告書に収録した史料をもとに、「桜井家文書からみる和宮降嫁と宿場」と題する史料解説を載せた。
- 一 史料の名称は「旧中山道鶴沼宿本陣桜井家文書」であるが、本文中では「桜井家文書」と略して記した。
- 一 解読文の書式は、縦三〇字・横二六行の二段組とした。
- 一 史料の解読にあたっては左記の条件にしたがい、翻字した。
 - 用字は常用漢字音訓表記にしたがう。
 - 異体・略体文字は常用漢字に改め、変体仮名は平仮名に統一する。
 - 花押は（花押）、略印は（略印）、印判は□・◎とし、割印は（印・印）で示す。
 - 冊物の表紙は、表題を「」で囲み、右肩傍注に（表紙）を入れる。
 - 解読者が加えた傍注は、すべて（ ）で囲み、史料の文字が誤っている場合は正字を、また疑わしい場合は（マ・カ）を記入する。
 - 本文には適宜句読点及び並列点をつけ、読みやすくする。
 - 史料の破損・虫喰い等で判読できない箇所は、□で字数をうめ、字数が不明の場合は「」、上欠・下欠は「」をもって示す。
 - 史料原文が前欠の場合は（前欠）、後欠の場合は（後欠）を記す。
 - 奥書・端書・端裏書または朱書・後筆などは、「」を施し、その右肩傍注に（奥書）・（端書）などを入れる。
 - 下ヶ札・付箋・貼紙などは、「」で位置を示し、「」でその文字を囲み、右肩傍注に（下ヶ札）・（付箋）などを入れる。
- 一 読みにくい漢字には、読みがなを付けた。ただし、読みがなの文字数が多くなり、前後の漢字にかかって付けてある場合がある

- 一 卷末に、資料調査報告書第三十三号に収録した宿割帳以外の宿割帳の一覧を載せた。
- 一 史料名は、その表題によった。表題のない史料には、「」を付けて史料名とした。
- 一 史料の中に「差別用語」が登場する場合は、歴史的用語としてそのまま用いたものもある。
- 一 本書に掲載した史料の写真は、口絵写真も含め、全て「桜井家文書」の写真である。
- 一 史料の解読及び解説は、岐阜女子大学文化創造学部の辻公子先生にお願いしたものである。

史料解説

桜井家文書からみる和宮降嫁と宿場

嘉永六年（一八五三）のペリー来航以降、幕府は日米和親条約、日露和親条約など諸外国との条約締結をめぐって動揺し、それまでの慣例を破り諸大名との合議を行い、天皇の勅許を求めるなど自らその体制を揺るがした。このため、朝廷の発言権が高まり、將軍の継嗣問題なども加わり、幕府の政治的權威は失墜していった。さらに、勅許を得ずに日米修好通商条約を締結したことで朝廷と対立し、足下では尊皇攘夷の勢力が活発化していった。この状況を打開する方法として考えられたのが、十四代將軍家茂と天皇の異母妹和宮との婚姻であり、朝廷と幕府の一体化を示し、政權の安定を図ろうとするものであった。

和宮はすでに有栖川宮熾仁親王との婚約が整っていたが、朝廷側も政治的実権を取り戻す機会と考え、幕府の要請に応じ、万延元年（一八六〇）十月二〇日和宮降嫁の勅許が出された。翌文久元年十月、和宮は京都を出発し、十一月十五日に江戸城内に入った。当初東海道が下向ルートに考えられており、幕府は品川より浜松まで、本坂通り御油より熱田まで、それより美濃路、中山道垂井より守山まで、そこから大津宿までの宿場には、宿場の絵図と問取・畳数・間口・奥行・間数・破損箇所などを記した本陣・脇本陣の絵図を万延元年九月に提出させている。しかし、警衛の問題や川止めによる日程の遅延などが考慮され、中山道が下向ルートに選ばれた。徳川將軍家歴代の多くは宮家や五摂家から正室を迎えている。そのうち、五人の夫人が中山道を下向している（表1）。

こうした姫君の通行に際して、人馬の継立は勿論のこと、事前に

表1 將軍家との婚姻に関わる中山道通行

通行年	姫君	婚姻相手
享保一六年（一七三一）	比宮（なみのみや）	九代將軍家重
寛延二年（一七四八）	五十宮（いそのみや）	十代將軍家治
文化元年（一八〇四）	楽宮（さざのみや）	十一代將軍家慶
天保二年（一八三一）	有宮（ありのみや）	十三代將軍家定
嘉永二年（一八四七）	寿明宮（すめのみや）	同 家定後室

役人の見分があり、破損部分の修復なども命じられ負担が大きかった。鶴沼宿では、比宮は宿泊が予定されていたが、当日は宿泊せず、五十宮と楽宮が宿泊している。五十宮の際には、本陣と下宿の普請が行われた。

本書に掲載した「和宮様御下向ニ付本陣留帳」には、昼休を勤めた諸手当・賄金等経費、準備・諸贈品、新設・修復等普請関係や、それに関わる幕府からの触書、警護の役人などについて記述されており、和宮の通行に伴う様子や宿場の対応についてうかがうことができる。以下、それについていくことにする。

一、修復・新設等普請関係について

通行のための修繕・新規普請などが行われているが、文久元年七月には、傷みが激しいとして高札場の新規取り建てを太田陣屋へ願いでている。八月十一日付「御公役様より之文案写」によれば、和宮通行での泊り・昼休みの本陣に対して、修復・新設について、建

具・畳替や湯殿の状態について、小休みをとる宿村には御用場などの普請の有無、建具・畳替などの状態について、そして次の場所への距離、仮橋・本橋・渡船の新設、難所などで山道を切り広げる必要がある場所などを調べて、普請役の見分の時に差し出すようにとの通達があり、八月十七日から九月二日にかけて守山、鳥居本、赤坂、鶴沼、細久手、落合、須原、藪原、下諏訪、長久保、追分、安中、本庄、鴻巣、蕨への宿泊予定が示されている。

鶴沼宿では、本陣の御座所などの襖・建具・畳替、湯殿・御用場の修繕については、以前の姫君下向の際にも領主より入用金が下され、今回も藩の役人、作事奉行らの見分があり、指示があったこと、その結果、湯殿・御用場は新規取建て、御座所・御次の間は天井・障子・唐紙の仕替えをする予定であること、など普請役へ報告する旨を八月十四日に作事方役所へ届け出ている。

本陣からは、先年の有君・寿明君の事例を参考にしようにとの指示を受けて、上段之間(一畳台・一〇畳)、御次之間・入側(八畳・五畳)、三之間・入側(八畳・一四畳)、玄関一八畳、御膳所八畳、料理間八畳と御番所四ヶ所分(内二ヶ所は仮番所、建具共)の畳替、三ツ道具立、湯殿両便所(新規一)、御次湯殿・雪隠(修復三)、表門左右高塀(腰板張替・壁塗直し)、上段・次之間通座敷廻り(釣庇葺替)、店障子(新規一〇本)、琉球表二五畳、店板張の所を畳(新規二〇畳)、障子張替五〇本、唐紙取繕五〇本、抜道通り橋取繕(二二)、上段・次之間見苦しい箇所塗り直し、屋根瓦修繕、上段之間二重天井張替、玄関え通縁側修繕、御次通縁側修繕、床修繕(二五坪)、仮小家(乗物置所・道具置所・女中駕籠置所)の設置などを申請している。八月二八日付の作事方への上申書によれば、京方の女中は五〇人程と聞いているが、江戸方的人数はまだ分からず、京方

と同じ位的人数であれば、荷物も多くなるので、余程手広にしておかないと差し支えがある。下宿なども二二五軒程必要になるので、現在建て増しの取調を行っているが、作事方役所から勘定所へ人数を聞き合わせてくれるように依頼している。

九月には、表門内左側の同心番所と裏門外御徒番所、公家用御詰席前の両便所が新規で建てられ、表門内右側の与力用御番所、裏門内の同心御番所が修繕されたほか、裏門・路地口の引戸を広げ開戸にし、避難路となる上段の間の庭にある泉水を埋めて広くされ、唐紙・壁の張付など指示通り出来上がったことが太田陣屋に報告されている。また、東西の宿端に木戸門が建てられ、内番所・外番所(両便所付)、下馬杭が建てられている。

このほか宿内では、葺囲両便所二軒、唐紙張替一軒、空安寺の両便所畳表替・畳縁替、板囲両便所一軒、両便所用畳縁替一軒が行われている。新設した便所や畳などは下げ渡し、入札での買い取りをしているが、本陣の上畳はそのままの使用は禁じられ、諸大名の利便時には畳の縁替をする必要があり、その費用は負担するようにとされている。

二、準備・贈品について

文久元年八月二八日には、山城・豊後役所より各宿で用意するものとして、【上之分】屏風(泊二二)、昼休(一)、火鉢(各二)、【次之分】屏風(泊三)、昼休(二)が通達されている。九月には、期日も迫り差し支えの起こることが心配であるとして、鶴沼宿(昼休)・太田宿(泊)・御嵩宿(昼休)・大湫宿(泊)・大井宿(昼休)・中津川宿(泊)から必要な品々を取り調べ、太田陣屋へ申告している。これには奉書紙などの紙類、煙草や火鉢など身の回りの

品々、御膳所での調味料や調理道具、食器類、菌黒楊枝や白粉など化粧道具、箒など七四種類を入用品として申告している。鶴沼宿・御嵩宿・大井宿は、さらに品数を増やし、給仕人・上働の者・下働の者各三〇名を加えて申告し、御用に備えるため品々の貸し渡しを願っている。

大津御賄代官より「御泊御休之御本陣」に入用品の触が出されたのは十月六日で、気づいた物があれば触書になくても準備するようにとのことであった。鶴沼宿では七輪と壺ツ竈を加えている。触書の品のうち、松明については間の村にも前後の宿から準備の連絡をするようにとあり、木綿夜具については「多分之儀ニ付宿方ニ而難調分ハ、領主役場江申立差支無之様集置可申候」としている。十月

【触書記載品】

台子上下(二)、火鉢・燭台・手水盥・通い盆(五〇程)、たばこ盆・行灯・手燭・手水鉢(本陣間取に応)・洗足盥(三〇程)、食次湯次(御泊・三〇程)、汁次切立(御泊・五〇程・御昼・三〇程)、鉄醬(七〜八〇人前程)、膳棚・水桶荷桶柄杓(二〇程)、大鍋大釜(本陣・二、御賄仕出所・二)、五徳(大小二〇)、大組板(一〇程)、焼物焼火鉢・摺鉢・釣台(一〇程)、石臼(三程)、上々白米(御泊・一石程・御昼・五斗程)、上白米(御泊・二石程・御昼・一石程)、鳥魚その他御料理物、上々糍味噌、上酒、味醂酒、焼油(菜種油)、焼心、薪、炭、魚串、蠟燭、給仕人(袴着用三〇人、内五〜六人料理人)、下働(二〇人程)、奇麗な川砂(焼物火鉢用)、松明(数百)、木綿夜具(御泊・一二〇〜一三〇人前程)、(当日入用分)草履(千足程)、草鞋(千足程)

【記載無分】

七輪(一〇程)、一ツ籠(二)

二十八日付で太田陣屋から、毛氈(二)、火袋火鉢五徳共(二)、硯、土瓶(二〇)、火鉢(百)、膳椀・皿・猪口(五五〇)人前(借物から)、鉄醬水(七〇〜八〇人前)、サハリ鍋、切溜・下水水鉢(借物不足分)、洗足盥(不足分・御泊)、膳棚・水荷桶・釣台・焼物焼火鉢(不足分・御昼)、摺鉢一〇・石臼(三)、上々白米、上白米、薪、炭、魚串、松明などを宿賄で用意するようにとの通達が出されている。二八日は鶴沼宿での昼休み当日であり、支度に奔走する現場の慌ただしさが想像される。

湯次(一〇〇・鶴多須)、膳椀皿猪口共(一五〇・鶴、三五〇・北方(一之宮・苅安賀・小熊・竹ヶ鼻・今泉)、六枚折屏風(一五双・北)、五徳大小(二〇・北)、台十能(三・北)、十能(五・鶴)、菓籠(二五・鶴、二五・北)、たばこ盆(四〇・鶴)、銅火鉢(三〇・北)、塗飯次杓子共(二〇〇・鶴)、高茶台(二〇・北)、通い盆(一〇〇・鶴)、切溜(二〇・鶴、二〇・北)、御膳水桶割ふた付(二)、同柄杓(二)、御茶水桶割ふた付折柄杓添(二)、御水漉(二)、御盤立(二)、御米かし桶(二)、御椀洗桶(二)、中組板(三)、水桶割ふた付(三)、中半切(二)、水溜桶大柄杓添(二)、酒瓶(二荷)、大柄杓(二)、水汲(二)、

【膳所】荷桶棒共(二荷)、魚洗桶(二)、膳棚(一五脚)、大組板、

焼物火鉢(五)、大流(二)、御手水桶ふた付折柄杓共(二)、御手拭

懸挾竹共(二)、御手拭(二)、茶水桶柄杓添(二)、手水桶柄杓添

(五)、手拭懸挾竹共(五)、手拭(五)、荷ない棒(一〇)、釣り台棒

共(一)、洗足盥(一〇)、鏝棒(一〇)、【御退口番所】水桶ふた共

(一)、五合柄杓(二)、折小柄杓(二)、壺升柄杓(二)、檜小柄杓

(二)、磨小坪(二)、折水漉麻付(二)、晒麻手拭(二)、晒木綿手拭

(二)、細引縄(二二間)、寄棒(二〇本)、(虫損不明分二点略)

「御本陣御備道具取調帳」の「本陣入用道具御支配所ニ而かり物諸ニ而御問合候分」によれば、鶴沼宿は鶴多須・北方陣屋などから前頁の品々の貸し出しをうけている。

また、「太田御陣屋より渡り候御道具之分 鶴沼宿手控」の「御本陣入御道具類等之覚」によると、御前御台子、御前半丸行燈、橋本殿控席半丸行燈、御次台子、上絵茶碗、茶巾、釜敷、炭取、茶杓、三ッ羽、三方、栄螺熨斗、御前屏風、火入灰吹きせる、火家附台火鉢、燭台、御上草履、御次中抜草履、汁次切立などが本陣に渡されている。

役所からの貸し渡し品や宿賄いで集められた備品類は、本陣から下宿、人馬会所、通日雇者の支度所、番所などへ割り渡される。

表2 役所貸出品の破損・紛失

貸出品	貸出数	破損并紛失数	残数	破損紛失率
茶吞茶碗	一一一六箱	五一六箱	六〇〇箱	四六%
火鉢	二〇〇箱	五六箱	一四四箱	二八%
土瓶	一〇〇箱	四六箱	五四箱	四六%
手水鉢	三〇箱	五箱	二五箱	一七%
刀掛	一〇〇箱	一一箱	八九箱	一一%
たば粉盆	五〇箱	一八箱	三二箱	三六%
椽	一〇〇箱	一六箱	八四箱	一六%
手拭懸ケ	七八箱	二二箱	五七箱	二七%

これらを返却するために調べたところ、破損や紛失が多くみられた(表2)。茶吞茶碗、土瓶の破損・紛失率が高く、たばこ盆がそれに続くが、宿では「御仮建小屋・在々百姓家等ニ取用候分ハ尚更、大混雑」であったため破損・紛失が多かったとし、農業なども打ち捨てて御用を勤めたこと、貸し渡し品を運ぶのも大変で迷惑であるので、少額の冥加金上納で勘弁してほしいこと、もしそれが許可されなければ、残りの品々を入札してその代金を上納したい旨を願っている。

三、諸手当・賄金について

諸手当等経費に関わるものは、資材や食物、物品など宿で支払った費用や、雇人馬手当、旅籠代、普請費用、払物入札代金などについて記述されている。文久二年正月十五日に相場書を提出しており、金一両につき銀六〇匁、金二両につき銀六貫四〇〇文、上々白米一升につき一五二文、中白米一升につき一四一文となっている。

文久元年九月には、贅川宿から鶴沼宿までの二〇ヶ宿に対して人馬継立の費用が高むとして、金一〇〇両ずつの拝借金を三年後の文久三年からの一〇ヶ年賦返納として貸し与えられている。同年十月付「和宮様御下向ニ付寄人馬御手当金内訳帳」によれば、人馬継立は加納・鶴沼宿合わせて一万六〇〇〇人、この扶持米四〇石(永七一貫四二六文二分)、馬一〇〇〇疋(飼料永一八文)、人馬小屋掛御手当(永二五貫文)、薪五五〇〇束(永四六貫二〇〇文)の計金一六〇両余となり、このうち鶴沼宿の受け取りは四〇両となっている。次頁は御昼休の費用として申告されたものだが、計錢一四七貫九一七文、此金二三両永一二文一分となっている。そして、御膳所・御賄所へ差し出した物品として、晒木綿、塩、小豆、大小魚、上々

史料解讀文

○和宮様御下向ニ付本陣留帳（一二三）

「表紙」 「留」 「」

「」之内

鶴沼宿

本陣巻冊

本「」 「」

「(表紙裏紙) 御下向ニ付

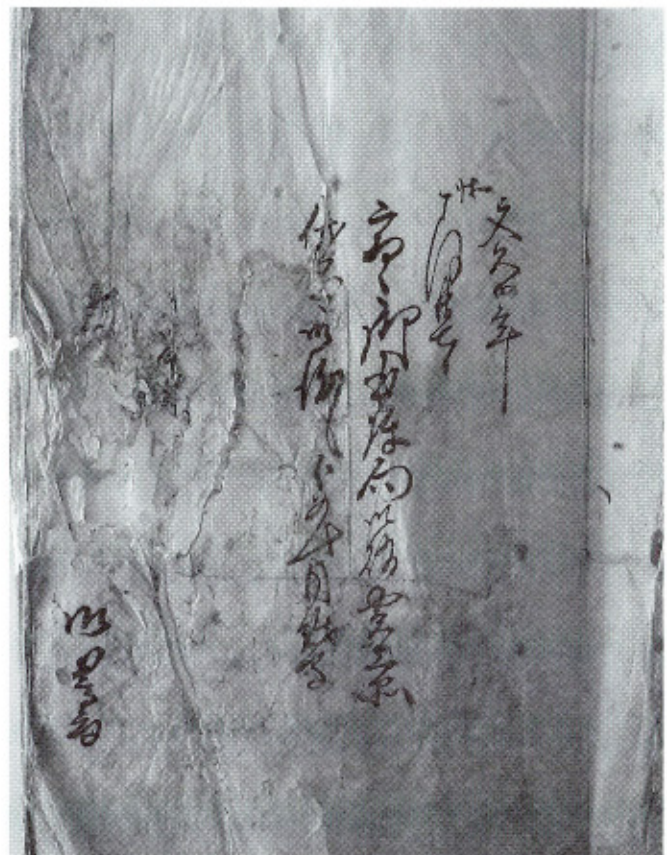
御家より出駅之人別凡積

鶴沼御昼休

御代官老人

御徒目付老人

御小人目付



御先手物類

組とも

支配勘定式人

手代拾三人

同心式人

勝山村御参詣所江

支配勘定式人

文久式年

戌十月廿七日

宿々御本陣向御賄買上品

代□御渡し分如此目紙写

「」 「」

御高宿

一金四拾貳兩貳分三朱ト

御休泊

内 貳匁五分

六ヶ宿分

五兩貳分壹朱ト

鵜沼宿

三匁七分厘

八兩壹「」

太田宿

貳匁「」

五兩「」

御嵩宿

八兩壹「」

大湫宿

壹匁「」

五兩三分「」

大井宿

貳匁五分壹厘

八兩壹分三朱ト

中津川

貳匁九分七厘

是者 御台様御下向之節、其宿々御賄候江買上物代宿賄之分代銀

右之通戌十「」 「」より御渡し

相成候以上

円二郎請取

〔表紙〕
「文久貳戌十月十三日渡し候

宿々本陣初宿方下用

御下金御渡し目紙写

右之通戌十月九ヶ宿本陣江為御買上物代金として、百貳拾兩御濟口御目紙左ニ、前頭ハ半成御渡し相成候御目紙ニ御座候

御目紙写

鵜沼宿より落合宿迄九ヶ宿

本陣

問屋 惣代

□坂村

□川村

庄屋

組頭

御台様御下向ニ付、其宿々本陣并ニ御小休所等おゐて買上候諸色代御手当之儀、段々願之趣等御取調申達置候処、金百貳拾兩為御手当被下置候条、左之通夫々割合候様可致候

一金貳拾貳兩壹分

鵜沼宿

銀壹匁六分

三ツ池新田共

一金貳拾壹兩貳分貳朱ト

太田宿

銀七匁壹分

一金七兩三分□□^(米)ト

銀九分

一金拾兩三分ト

銀壹匁九分

一金壹分ト

銀貳匁五分

一金八兩壹分貳朱ト

銀六分

一金貳拾兩貳朱ト

銀五匁壹分

一金九兩壹分貳朱

一金壹分貳朱ト

銀六匁八分

一金拾兩貳分貳朱ト

銀貳匁四分

伏見宿

御嵩宿

謡坂村うとうざか

細久手宿ほそくて

大湫宿

大井宿

茄子川村なすびかわ

中津川宿

一金七兩三分貳朱ト

銀壹匁□分

戌十月

半金渡り別目紙左之通

一拾壹兩貳朱ト八分

一拾兩三分ト七匁三分

一三兩三分貳朱ト四匁貳分

一五兩壹分貳朱ト九分五厘

一貳朱ト壹匁貳分□厘

一四兩貳朱ト四匁五厘

一拾兩六匁三分

一四兩貳分三朱

一三朱ト三匁四分

一五兩壹分四匁九分五厘

落合宿

鶴沼宿

太田宿

伏見宿

御嵩宿

謡坂村

細久手宿

大湫宿

大井宿

茄子川村

中津川宿

一三兩三分式朱卜四匁三分 落合宿

六拾兩也

覺

一金七百三拾四兩壹分 鶴沼村

是者宿々下用為御手当被下

一金八拾六兩貳分式朱 同

是者宿々雇□人馬代為御手当被下

一金百三拾九兩貳朱 鶴沼宿

銀壹匁五分

是者御供輩宿々旅籠代払不足為御手当被下

一金拾九兩壹分ト 鶴沼宿

銀四匁六分

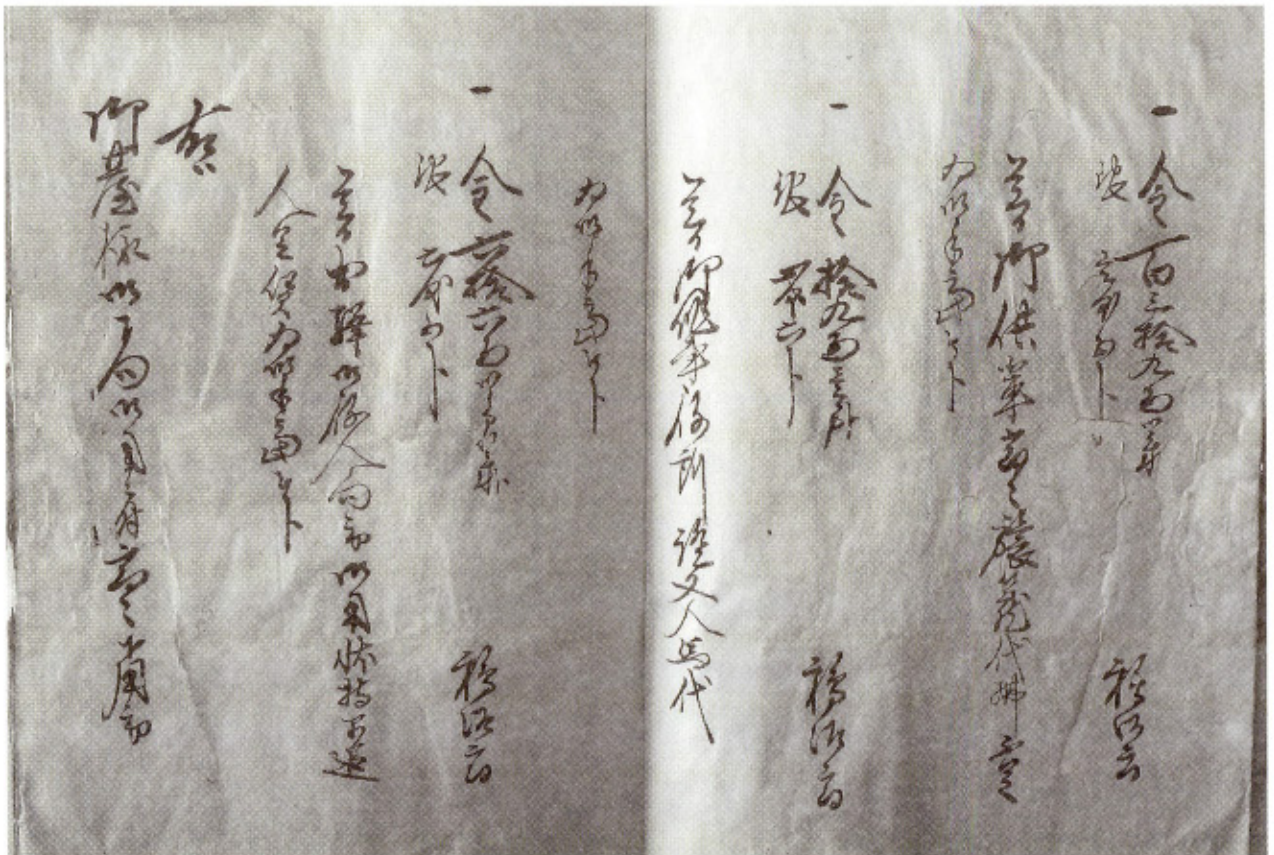
是者御作事役所証文人馬代為御手当被下

一金六拾六兩貳分式朱ト 鶴沼宿

銀六匁五分

是者出駅御役人向初御用状持早追人足賃為御手当被下

付箋 右ハ 御台様御下向御用ニ付宿々下用初御通輿之節、雇揚人馬代御供之輩旅籠代 御作事役所証文人馬代出駅御役人向等御用



伏持早追人足賃、夫々御手当筋之儀願候趣尚更取調、其筋江申
達候処、夫々頭書之通為御手当被下候

戊十月

〔七兩貳分〕

四兩 一

戊十月十三日御濟口面之半減計り御渡候御目紙之写

御下向之節御手当類之内

一金八百四拾兩也

内

百拾兩

鶴沼宿

〔廿九兩銀五匁三分出 雑用ノ割合引〕

引「一」拾兩貳朱ト貳匁分九厘

同 百六拾八兩

太田宿

同 四拾兩

伏見

同 五拾九兩

御竹

同 四拾五兩

細湫

同 百三拾九兩

大湫

同 百兩

大井

同 百拾五兩

中津

同 貳拾壹兩

落合

同 四拾三兩

土田

一 同三兩一分貳朱

一 間道

一 横道

一 火消

一 警衛請

一 三ッ池分

十月十三日御下金并ニ下用四分も御聞濟、其外御聞濟種々有之、

御礼廻り初入用割合

一金六拾兩壹分

太田名古屋礼廻り入用ノ

一同百兩也

利足四兩

八月御下ヶ金之節、貳百五拾兩

追々之訳、雑用大福かり込之内

今般百兩分元り張入分

一同八兩貳分ト

八月ナコ(名古屋)や礼廻り之節、福内敬

壹匁五分

吾、上田保之、出□所之内願御

数重り、雑用相増其外御勝手方

御役人、先方ニ出張之上相増進

上物品々分ノ八月張入不足

十月御下ヶ金之分追々同心衆請

取方御出有之候共不行届、坪様

より御内沙汰ニ付御勝手江内願、

其外金釣り人足加藤様金請取方願

一金拾八兩貳分ト

り拾匁八分

十月五日出府

一橋様御上京ニ付御かへ人足願

出府入用

一同五兩貳分ト

り六拾六匁三分

酉二月大福取かへ分先般落ニ付
今般改被申出候遣之

一同貳分

林屋書料

一金貳分三朱

□村ニ付永東国付本かり置候処
不相分尋入用

一同拾壹兩三分貳朱ト

貳百三拾壹文

八月寄合後引続キ一橋様御上京
会合并ニ壹拾月十三日会合、是迄
入用ノ十四日より之入用ハ後之
寄合江入事

一同壹兩

福七茶代

一同壹分

下女江

ノ貳百拾五兩三分ト壹匁九分五厘

内 五兩土田より雜用引

引而 貳百拾兩三分壹匁九分五厘

御下ケ金八百四拾兩

内 四拾三兩 □田分引

引而 七百九拾七兩 但シ 貳百拾兩三分壹匁九分五厘割付ル

御下金百兩ニ付廿六兩ト永四百四拾

四文也

此銀者貳拾六匁六分四厘

百拾兩

一金貳拾九兩銀五匁三分壹厘

引而 八拾兩三分貳朱ト貳匁一分九厘 戌十月十三日下り金

同日預り

乍 恐御尋ニ付書上候御事

一錢 五拾貳文 塩壹升三合

一同 貳百四拾八文 薪五束

一同 十六文 柴壹束

一同 六百文 炭貳俵

ノ九百貳拾文

右ハ御膳所之分

一錢 參拾□文 魚串 大拾八本

一同 七貫六百四拾文 上白米 五斗貳合五勺

一同 貳拾貳貫七百九拾一文 中白米 壹石五斗九升七合五勺

一同 九拾文 魚串 大拾八本

一同 七貫七百八文 上白米 五斗

但シ□升ニ付百五十式文也

一錢 三拾六貫百五文 中白米 式石五斗三升

但シ壹升ニ付百四拾壹文かへ

一同 八貫九百六拾文 柴薪割木共 束数三百五拾束

一同 六貫六拾四文 炭拾五俵

一同 百六文 伊勢炭 少々

ノ六拾貫三百五拾七文

為金九兩壹分貳朱ト三百五拾七文

兩二六貫四百文

右之通ニ相違無御座候、以上

鶴沼宿

戌

七月十七日

本陣

桜井吉兵衛

弓場勘三郎様

御陣屋

乍恐御請奉 申上 候御事

一御用所御溜り共壹所

一仮建御次雪隠式ヶ所 蜘蛛手共

右ハ今般 御下向之節前頭御建増□、尤右之外在来御手入向等も

其□□□段被 仰付冥加至極難有奉頂戴候、以上

戌

鶴沼宿

五月廿二日

御本陣

桜井吉兵衛

御作事

御役所

乍恐御請奉申上候御事

御下向御用

一仮建御次雪隠 壹所

右之通 御下向之節御建増相成候分今般被下置、冥加至極難有奉

頂戴候、以上

いづみや

御作事

弥助

御奉行所

乍恐奉書上候御事

一銀拾六匁

明ル障子 四本

但シ壹本ニ付四匁宛

一同三匁

御用所 御提坪壹ツ

并ニ御改口戸共

右ハ 御台様御下向之節、三ツ池新田 御小休所ニ御取持被遊候
明ル障子、前頭直段ニ而申請度見込ニ御座候、依之御□付代銀奉
書上候、以上

鶴沼宿

戌五月廿二日

桜井辰

〔科紙切取〕

〕

御作事方

御役所

〔御下向ニ付御貸渡し相成候(表紙)

諸道具御預り申候控并ニ村道(なまひ)

賃預り控相成候、并ニ尾州様より

御向役有之候人別書御警衛

御役々取調帳

御下向道具取調左ニ

一椽はせう 五拾式有之

一□拭 四拾壹有之

一手拭掛 百

一たは粉盆(徳也) 四拾壹有之

一馬船 三拾有之

一縁取 五拾式枚 是者御賄所尾州御賄所□□□江相用

候分丈

一揚張提灯 是者地方会所ニ有之候分丈

小 百八拾六

大 拾壹

一 大松明 九束有之

一 提灯竿 拾四本有之

一 縁取 三拾五枚有之

但シ地方会所ニ有之候分

一 三ツ池より参り候 茶吞茶碗上下中共五拾□預り

一 三ツ道具立 貳ツ

一 小手桶 六ツ

但シ柄杓共

一 椽四分板 四枚

一 人足札 壹俵

一 茶吞茶碗 但シ三ツ池江五拾式有之

右内

百四十入六筐び 百六拾入壹筐 百十式入壹筐

三ツ池より参候分壹筐五拾式入

筐数 九ツ

此数

一 火鉢 主拾之処

内 六ツ入四筐 四ツ入□□

筐数 五ツ 八ツ入廿四筐

数廿入 数百九拾式 八ツ不足但シ壹筐不足

一 土瓶

内 十式入 七筐 十六入 壹筐

筐八筐

数百

一 手水鉢 三十

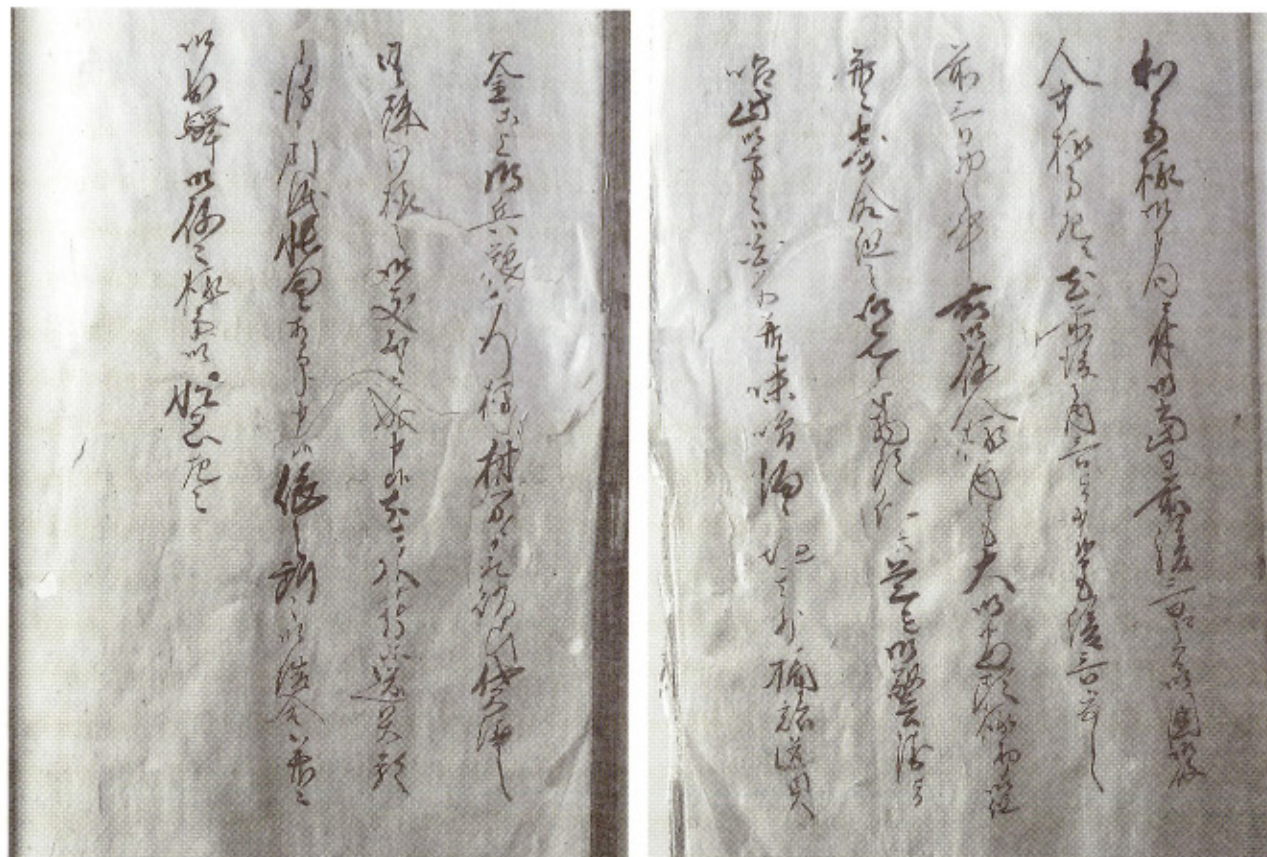
内 六ツ入四筐 四ツ入壹筐

筐数 五ツ

数式拾入 式ツ不足

一 紺縁付縁取 九枚

但シ是者南番所座台ニ相用ひ候分



一疊惣数五拾七帖 但シ半分帖共

右同断

右ハ

地下分如此

一汁手桶 五ツ

但シ 三本添

和宮様御下向ニ付、御当日前後三日ツ、之間、御囲御役人中様方左ニ、尤前後之内三日与申候而も後三日ハなし、前三日切之事、右御役人様内ニも大御番頭様初御組并ニ寄合組之御先手物頭□□、是を御警衛与唱、此御方ニハ白米并ニ味噌溜り塩其外桶諸道具、釜等迄御兵粮□□様ニ村方より取賄ひ貸渡之、□陣同様之御支度ニ相成申候、尤米薪等道具類之儀別紙帳面ニ相印申候、依之所々御詰合并ニ御出駅御役々様方御□□左ニ

十月廿五日より御入込

竹腰兵部少輔様

御上下七拾人但

是者御警衛御囲ニハ不有、御下向御大切ニ付、御老中久世

大和守様より被 仰付御領分中諸事御差支無之ため御供被

成候

泊大竹新吾

御宿 昼 巾 伝左衛門

十月廿五日御入込御勘定奉行

成瀬□兵衛様

御宿 □□ 友左衛門

上下式拾人計り

同日御用人

渡辺半之丞様

上下三拾五人

同日

太田御代官

弓場勘三郎様并ニ

御手代 五六人 御召連

宿 いづみや 弥助

鵜沼宿御掛り諸色方

鵜多須方

岡部

北方方

山田信吉

太田方

仕埋 寺西金吾

御宿 きぬや 平右衛門

右ハ廿三日諸道具類持込御役人様初諸具ニ付添候惣代之お役人大勢泊り逗留いたし、旅籠錢之儀ハ今般ハ当人掛りニ而払仕、当宿厄介無之候

十月十七日御入込

一御目付方様

下役共

上下一人

宿 いづみや 永助

是者宿内火之「」

「」廻りとして、宿毎二十日前より御

詰被成候間、昼夜共夫々先廻り被成□

十月廿五日御入込

御作事奉行

五味所左衛門様初

下奉行

松下六三郎様

外ニ

御下役様共大勢

上下四拾人計り

御宿 めうがや 重助

当日ハ

いしや夫より

本陣江御入ニ成

十月廿五日入込

御当日御本陣掛り

御代官小役より仕埋

蔦木伊兵衛

手代老入添

支配勘定

大宮八太郎

久野良藏

太田方

林□□□

鈴木六□衛

神谷左十郎

上下拾四人計り

宿 栗木より

当日ハ本陣江うつる

十月廿五日御入込

御徒目付

吉藏

稲垣東右衛門様

宿 宝積寺

山田久藏様

惣九郎

御小人目付

家田為藏

外ニ四人

是者最初より御下向掛りニ而、江戸京間合并ニ御役見分之節ニ

御出会□□候儀、格別御骨折ニ而、京都江為入候節ハ模様承□

御作事方并ニ地方向御警衛夫々か通辞被成、江戸表江も亦々御

出被成候而ハ右同様御取扱

御勘定奉行様側ニ吟味役并ニ支配衆書洩ニ付、此段御断申候

御警衛式拾町先御囲イ

大御番頭

阿部石見様并ニ

三ツ池

御組頭衆中

宿 村中不残

御組共

上下七百八九拾人

御馬壹疋

駄荷物付こん□馬 五疋

長持五棹

馬ニ而御供被成前々馬印也

右何れも人馬儀ハ御証文ニ而ハ無之、御忍ニ百姓共御手人ニ而

御通行ニ相成候

同断後御固メ

大寄合

石川

正法寺并ニ

御組頭衆中

小伊木村中

御組共

上下六百五十人程

跡之儀 巨細前同断

宿東西両端ニ

関門出来、門内外ニ御警衛番所御取建、外番所長七間梁式間半、

鉄砲三ツ道具等銚之、前ニハ引龍之御幕張被成、是者 御先手

物頭様并ニ御組共壹ヶ所ニ付上下四拾人ツ、内番所之儀ハ九

尺ニ壹間銚立之儀ハ外番所同様、番人ハ御当之儀ハ右四拾人之

内より代り合式人ツ、詰有之候事、西ハ建所見付より磯七屋敷、

東ハ高札之端ニ而出来、南方ニ而御先手頭組共四十人ツ、式組

御詰合

横道御固メ

五ヶ所

右内

内田渡し御固メ

御先手物頭并ニ組共

上下四拾人

南町 利右衛門

太兵衛

鶴飼お渡し御固メ

御先手物頭并ニ組共 宿 ころや
上下四拾人 繕六

御下向諸色支払之節、御出張御役人様戌五月廿二日鶴沼宿泊り込
御出被成候

御作事調役
松下六三郎
同 仕埋
岩田市郎

御作事調役□□

近藤九郎兵衛
小川善三郎

御作事奉行手代納役

加藤成太郎

御大工

長屋三郎平

御中間老入

上下八人

五月廿二日 鶴沼宿泊り

廿三日 太田宿泊り

乍恐奉願上候御事

一茶吞茶碗 千百拾六

内 八拾三 三ツ池渡し

外千三十三 御下宿渡

一火鉢 貳百 □□ 五百拾五箱 破紛失共

内 五十六 破紛失共 残り 千十ヲ
残而百四十四 六百箱

一土瓶 百

内 四十六 右同断

一手水鉢 三十

内 五ツ 右同断

一杓子 但シ此品々御渡シ無御座候分

一刀掛 百拾ヲ

内 拾壹 右同断

一たは粉盆 五十

内 十八 右同断

一椀 百

内 拾六 右同断

一手拭懸 七十八

内 廿一 右同断

残而五十七

右ハ今般 和宮様御下向ニ付、前頭之通当宿江御貸渡し被成下置
候間、御下宿向^{したもと}キ初人馬会所通日雇之者支度所拜借、諸色置所其
外御家□□夥^{おびただし}敷□□被遊候処、并ニ御番所并御休泊所等へも夫々

取用、偏ひとへニ右先々之御□を以御用御宿宿ハ勿論諸所一般ニ御模通能御用相勤り、重々難ありがたきしあわせにぞんじたまつりそうろう有仕合奉存候、付而ハ此節右品々御取納向早速御返納可被仰付承知奉畏候、夫々取集穿鑿つかまつりそうろう仕候、許より損シ□之代呂物殊殊ニ今般之儀小右ハ御仮建小屋在々百姓家等ニ取用候分ハ大混雜ニ付旁前頭之通破損シ并ニ失紛等多分有之、重々唯今ニ而ハ一向無類之品等ハ少々相成奉恐入候、若十付而ハ右代呂物御引揚等ニ相成候ニ所入札被仰付候歟、亦ハ是迄久々之間農業等も相続いたし返却候上尚又右諸色持運方之難洪不な少、迷惑仕候間、少々之御冥加銀御上納ニ而宿方江向御下ヶ渡し被仰被下候、被成下置候様奉願上候、何卒願之通御聞濟被成下置候ハ、此度若右願書不相叶候儀も御座候ハ、所入札被仰付様願度何れニも右□□願之通早速御聞濟被成下置候ハ、難有仕合奉存候、以上

鵜沼宿

年寄

坂井伝吉

酉二月

同

山田久吉

問屋

桜井吉兵衛

同

野口定兵衛

弓場勘三郎様

御陣屋

乍恐奉願上候御事

一茶吞茶 千

一火鉢 貳百

一土瓶 百

一手水鉢 三十負

一杓子 但シ此品者御渡し無御分

一刀掛 百拾メ

一たは粉盆 五十

一椀 百

一手拭懸 七十八

右ハ今般 和宮様御下向ニ付、当宿江 御貸渡し被成下置難有仕合奉存候、右御影を以御用御宿ハ勿論、諸向一般ニ模通能相勤、重々難有仕合奉存候、然 処御用右御品々此節御取調ニ預り候間被遊、夫々ニ付取集穿鑿仕候候、宿々江貸渡し付分ハヶ成損シ等も少々ツ、ニハ御座候得共、通日雇仮小屋并ニ煎出し場諸向江仮小屋人足困所等相用候分ハヶ半太破并失紛等仕、昨今ニ而ハ一向無類之品等無之、何分右品々儀ハ損シ代呂物ニ而、皆々取集ニ不相成段、恐入申候間、此段厚御断奉申上候、付而ハ唯今ニ而残り居候無類之品々ハ、所入札之段奉願上候、被為仰付被成下置候ハ、落札次第代銀早速御上納奉申上候間、此段奉願上候、右願之通奉存候、以上、御聞濟被成下置候ハ、難有仕合奉存候、以上

鵜沼宿

年寄 坂井伝吉

同 山田久吉

問屋 桜井吉兵衛

同断 野口定兵衛

酉十一月

弓場勘三郎様

御陣屋

禎

一 葭困ひ両便所老ヶ所 拾老匆程

喜七
太七

一 葭困ひ両便所老ヶ所 拾老匆程

老本 老匆八分式厘

一 唐紙片面張替三本 三匆三分九厘

空安寺

一 小田井紺縁取式枚

三匆五分

定助

一 板困ひ両便所老ヶ所 四拾五匆

武藤平右衛門

一 両便所ニ用

三匆五分

一 小田井紺縁取老枚

和宮様御下向ニ付御下金写

九ヶ宿千八百石之内

一米式百石

同金千百両之内

一金百式拾両

同九百両之内

一同百両

同三百両之内

一同三拾両

同 四拾五両之内

一同五両

同 三千両之内

一同百七拾九両

同 五百石之内

一米三拾八石

同 式千両之内

一金式百両

同 五百両之内江

一同式拾八両老分ト

六匆四分

一同三百両

大目付支配三月中

丹羽源八様書上下用

〔九ヶ宿千八百石之内〕

一米式百石

同金千百両之内

一金百廿両

同九百両之内

一同百両

同三百両之内

一同三拾両

同 四拾五両之内

同

立人馬代

伝馬宿ニ付

入用之内へ

同

急拝借

同

下用之内江

伝馬宿ニ付

加納宿ニ而

入用内江

鶴沼宿江

人馬買入急拝借

鶴沼宿江

急拝借

同

急拝借

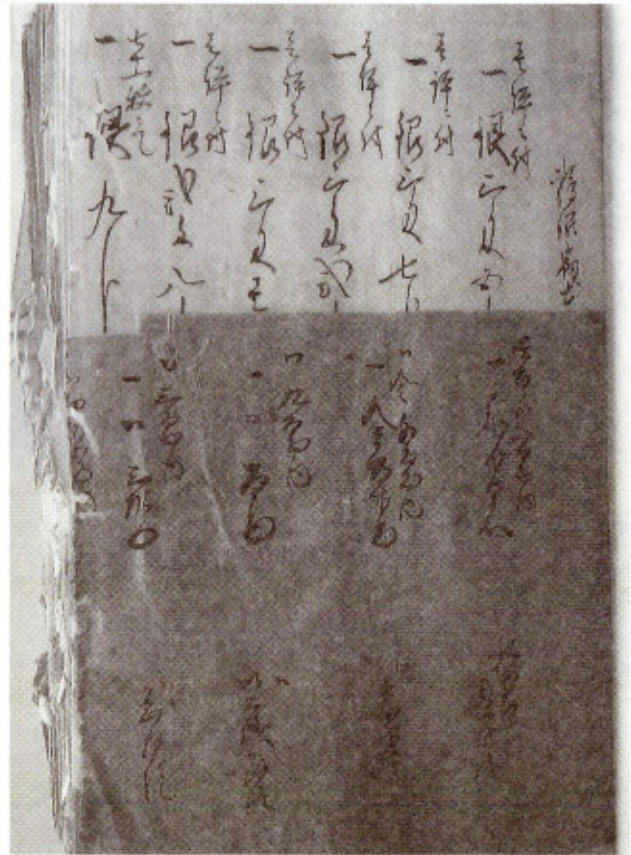
同

御公儀より拝借

同

急拝借

急拝借



「九ヶ宿」

三千兩ノ内

一同百七拾九兩

同五百石ノ内

一米三拾八石

同式千兩ノ内

一金貳百兩

同五百兩ノ内江

一金貳拾八兩壹分ト

六匁四分

一金貳百七拾五兩

伝馬被付

入用ノ内へ

同

急拝借

同

下用ノ内江

同

伝馬被付

入用ノ内江

加納宿ニ而

入用金

鶴沼宿江

人馬買入急拝借

一同三百兩

大目付支配三月中

丹羽源八様江書上下用

鶴沼宿本陣御払物入札

鶴沼宿

善左衛門

志坪二付

一銀三匁五分

志坪二付

榎同断四分板九枚

一銀三匁七分五厘

榎同断六枚

壹坪ニ付

一銀三匁貳分一厘

椽同断貳拾五枚

壹坪ニ付

一銀三匁壹分五厘

椽同断三拾九枚

壹坪ニ付

一銀貳匁八分

杉同断五枚

七十一枚ニテ

一銀九分五厘

檜椽樞目板七十壹枚

壹坪ニ付

一銀三匁壹厘

椽六分板六枚

壹坪ニ付

一銀貳匁

單同断 四枚

九枚ニテ

一銀拾匁

椽貳間六分板九枚

六本ニテ

一銀七匁

檜丈天来丸太六本

壹本ニテ

一銀壹匁壹分五厘

同貳間の□五寸用一本

壹本ニテ

一銀八分五厘

椽 貳間貳寸角貳拾六本

壹本ニテ

一銀九分壹厘

椽式間貳寸角一本

五丁ニテ

一銀五匁壹分五厘

椽式間 三寸五分 五丁

拾四丁ニテ

一銀拾匁八分

同貳間 八分 拾四丁

五丁ニテ

一銀五分五厘

同貳間 六分 五丁

六丁ニテ

一銀四匁貳分 三丁ニテ

一銀拾匁八分

同貳間 八分 拾四丁

五丁ニテ

一銀五分五厘

同貳間 八分 五丁

六丁ニテ

一銀四匁貳分

同壹間 八分 六丁

三丁ニテ

一銀壹匁貳分

同貳間 八分 三丁

八枚ニテ

一銀八匁貳分

椽式間木端板八枚

貳丁ニテ

一銀壹匁三分一厘

椽式間敷鴨居貳丁

壹本

一銀壹匁五分

椽板三尺戸壹本

壹本

一銀壹匁五分

あかる障子壹本

壹本

一銀貳匁

單板障子壹本

右之通可致入札之事

十一月

御作事役所

猶々御上疊新規ニ出来候所者右新調之分被下候付

在来右之分ハ御払之筈候、此段可相心得事

宿々本陣等御上疊之儀、□絃縁付之儘被下候、付而ハ右□絃縁ニ

而諸大名江相用候得者不可然候間、諸大名江相用候ハ、縁仕替

可申事

但シ〇絃縁付〇〇共被下切相成候儀ニ付、仕替入用等ハ不相
渡候

正月 御作事役所

櫻井吉兵衛	榑原長八郎	林茂右衛門	保々市郎兵衛	小栗八郎右衛門	野口恒助	岡田与次右衛門	福田太郎八	桜井吉兵衛
市岡長右衛門	井口五左衛門	嶋崎吉左衛門	同与次衛門	鮎沢弥左衛門	森徳左衛門	木村平左衛門	臨川寺	塚本二右衛門
白木玄左衛門	村上雉一郎	寺島十右衛門	兵右衛門	千村右衛門司				
須原	の尻	三留野	妻籠	馬込	落合			
寝覚	上松	福嶋	宮ノ越	藪原	奈良井	贊川		

右承知之上早々順達贊川宿本陣ヨリ可差戻候

乍恐御達奉申上候

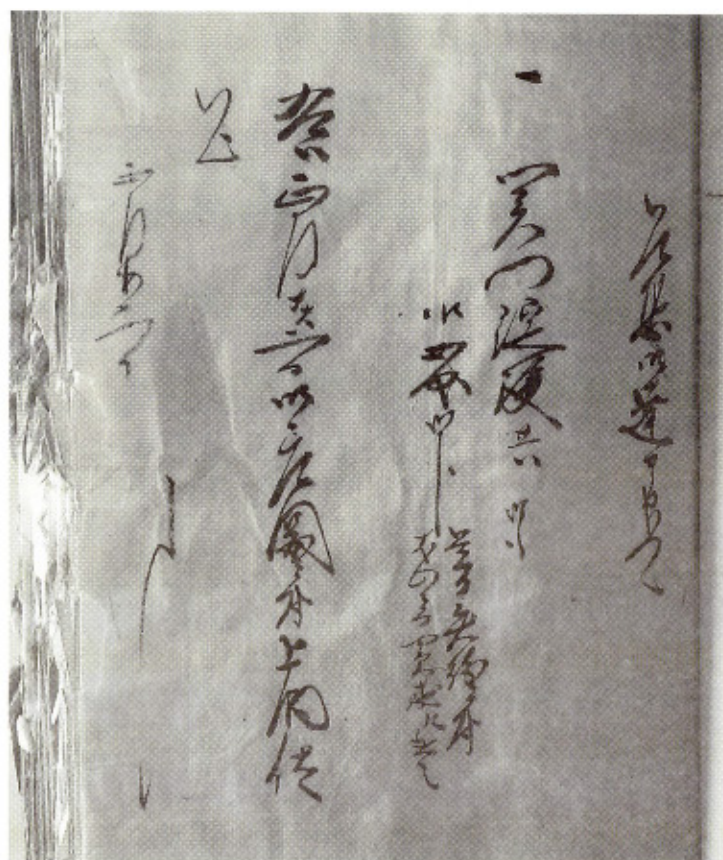
一 関門錠鍵共 式ツ

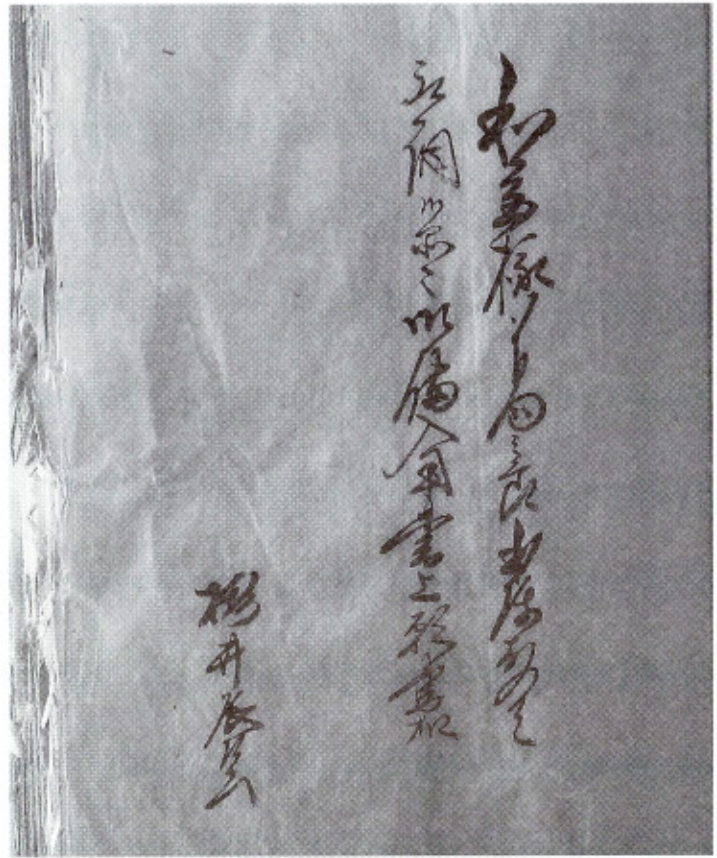
代四匁式分 是者失紛ニ付犬山ニ而買求ル遣之

右ハ正月廿二日御差図ニ付上納仕候、以上

正月廿二日

弓場勘三郎様





「表題」和宮様御下向之節本陣おゐて
取調候品々御備入用書上願書控

一 棕桐帯 七本

九

代拾匁五分

十

一 摺鉢 五ツ

代六匁七分五厘

一 摺こぎ 五本

代壹匁

一 傘 五十本

代百六拾匁

一 下駄 五十五足□上候

代四拾六匁七分五厘

一 ぬりさじ 五十本

代五匁分

一 貝さじ 五十本

代六匁分

一 米揚いかき 拾五

代拾木匁五分

一 真銅火箸 五十前

代六拾七匁五分

一 土瓶 五拾

代四拾五匁分

一 茶吞茶碗 貳百五拾

桜井辰左衛門

壹本ニ付

壹匁五分ツ、

壹ツニ付

壹匁三分五厘ツ、

壹本ニ付

貳分ツ、

壹本ニ付

三匁貳分ツ、

壹足ニ付

八分五厘

壹本ニ付

壹分

壹本ニ付

壹分貳厘

壹ツニ付

壹匁五分

壹前ニ付

壹匁貳分五厘

壹ツニ付

九分

壹ツニ付

「表題」 覚

一 四匁貳分 三寸五分

錠 貳ツ

内貳朱請取

つり三百五十文 差上

右之通請取申候

正月廿一日 蔦屋

久歳

丸井屋様

代五拾五匁

式匁式分

一柄杓 式拾本

壹本ニ付

代六匁分

三分ツ、

一墨 拾挺

壹挺ニ付

代拾式匁

壹匁式分ツ、

一硯 拾ヲ

壹ツ

代九匁

九分

一筆 拾五対

壹本ニ付

代九匁

三分ツ、

一煎茶 五斤

壹斤ニ付

代四拾式匁五分

八匁五分

ノ壹貫百九拾壹匁式分壹厘

此金拾九兩三分六匁式分壹厘

右ハ 和宮様御下向ニ付、前頭早々宿方おゐて取賄御備御間合候間、夫々代銀差当被成置候様奉願上候以上

西三月

弓場勘三郎様

御陣屋

坂井

山田

野口

桜井

乍恐御願書付差上候事

南鶴沼ニ有之分

一松丸太九拾四本

長六尺より式間迄

上

右之通 和宮様御下向之節御入用残木たてかニ御預り奉申上候、以

西十二月

鶴沼村

庄屋 大竹太郎左衛門印

弓場勘三郎様

御陣屋

乍恐奉差上候御預り書付之事

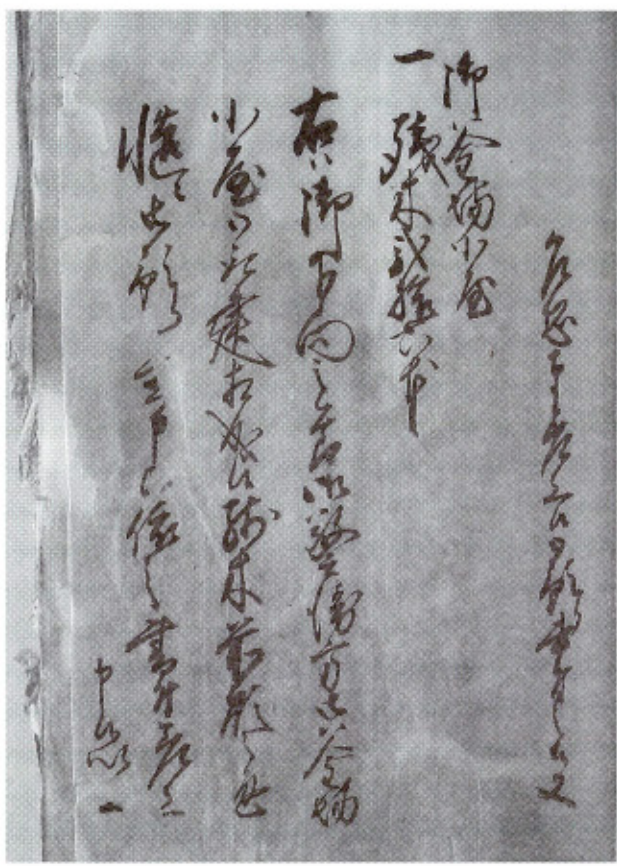
御釜場小屋

一残木式拾六本

右ハ御下向之節御警衛方御釜場小屋御取建相成候残木、前頭之通髓ニ御預り置申候、依之書付差上申候、以上

西十一月

三ツ池新田



御普請方
伊藤清八様
武田芝助様

被 仰渡之写

村役人

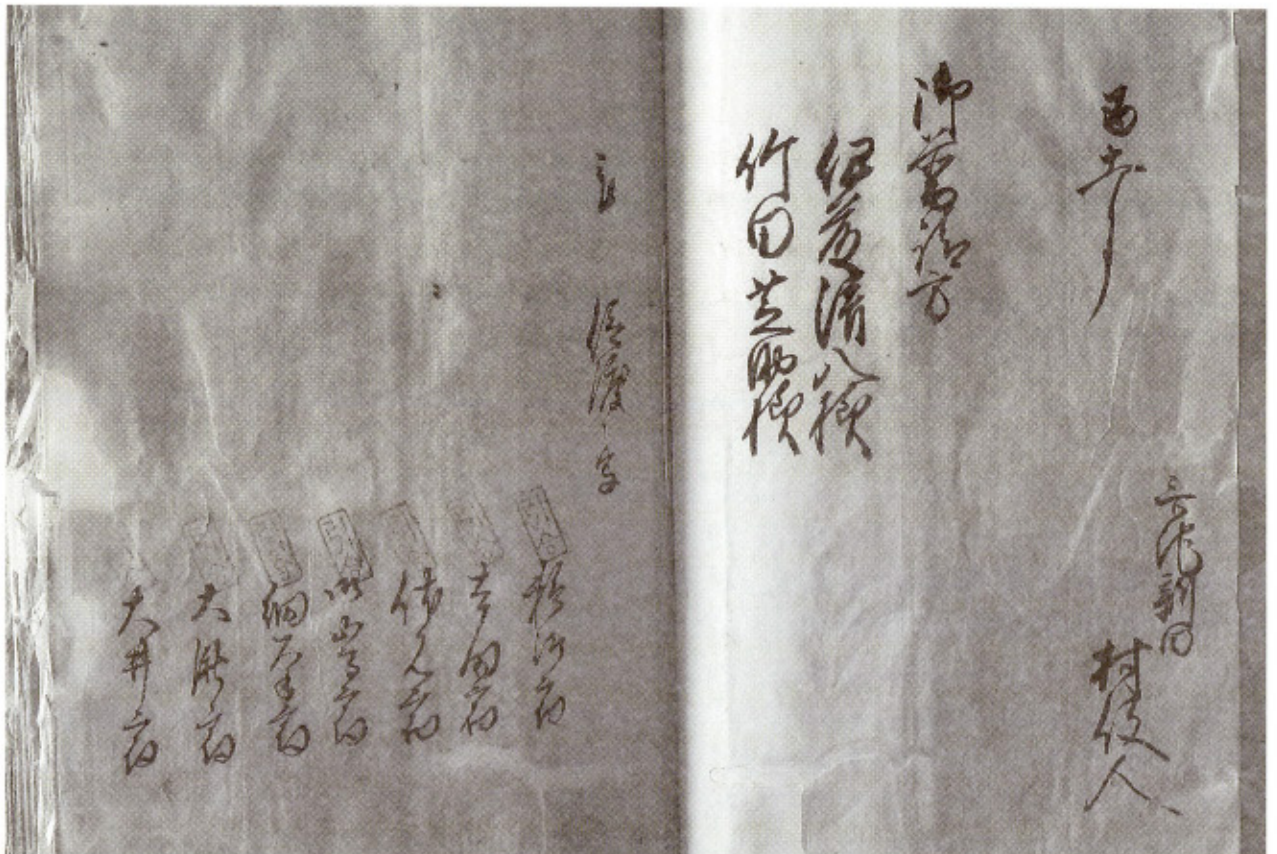
引合御印 引合御印 引合御印 引合御印 引合御印 引合御印 引合御印

鶴沼宿
太田宿
伏見宿
御嵩宿
細久手宿
大湫宿
大井宿
中津川宿
落合宿

中山道贊川宿より鶴沼宿迄廿ヶ宿之儀、和宮様御下向ニ付人馬繼つぎ立方相嵩可及難儀候間、格別之訳を以此度限為御手当老ヶ宿江金百兩ツ、從 公刃こうへん拝借被 仰付、尤当酉より亥迄三ヶ年延子より酉迄拾ヶ年賦返納可為致旨道中奉行より 御城付江達有之旨、御勘定 奉行衆被申聞候付、御金之儀渡し次第可相渡之条可得相心候

酉九月

覚



一錢百四拾七貫九百拾七文

御膳所并ニ御賄所江差出し候

魚類外御買上代之分

代金 貳拾三兩永百拾貳文壹分 但金壹兩ニ付

錢六貫四百文宿々

右ハ 和宮様去冬御下向之節、十月廿七日当宿御昼休ニ相

「膳所并御賄所江差出候魚類、其外御買上代吟味之上書面金□
を□御請申上候ニ付、追而京都ニおゐて御渡方可有之旨被仰渡承

知奉畏候、依之御請印形奉差上候処如件

文久二戌

桜井吉兵衛

正月十五日

野口定兵衛

奉差上相場書之事

一金壹兩ニ付

銀六拾匁

一同壹兩ニ付

錢六貫四百文

一上々白米壹升ニ付

百五拾貳文

一中白米壹升ニ付

百四拾壹文

奉書上候通

右之奉書上候通 通当宿相場ニ相違無御座候、以上

尾張殿領分

中仙道鶴沼宿

文久二戌

問屋

正月十五日

野口定兵衛

年寄

坂井伝吉

石原清一郎様
多良尾民部様

御役所

〔表紙〕
御買物書上帳

鶴沼宿

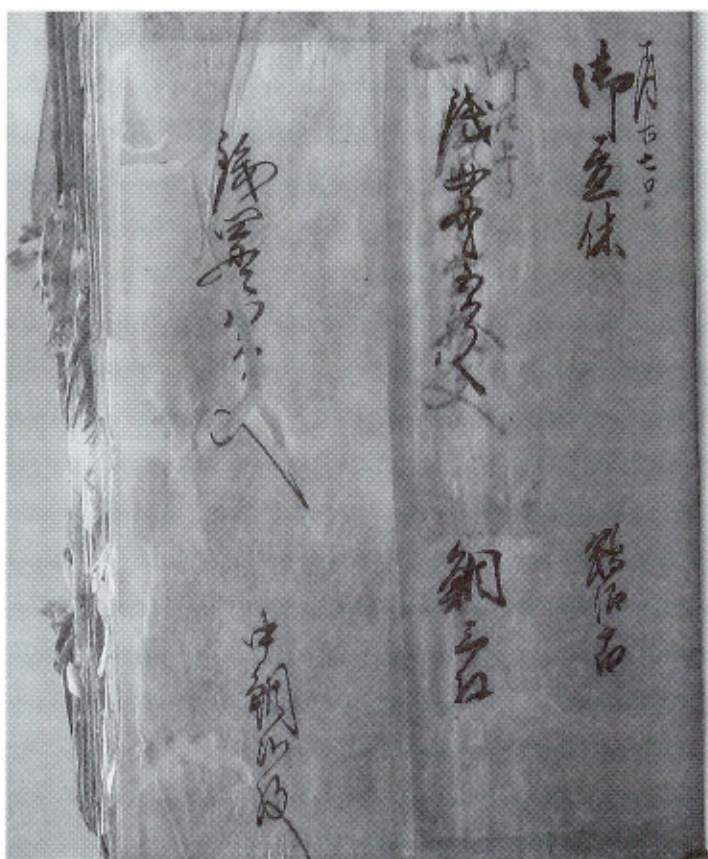
十月廿七日

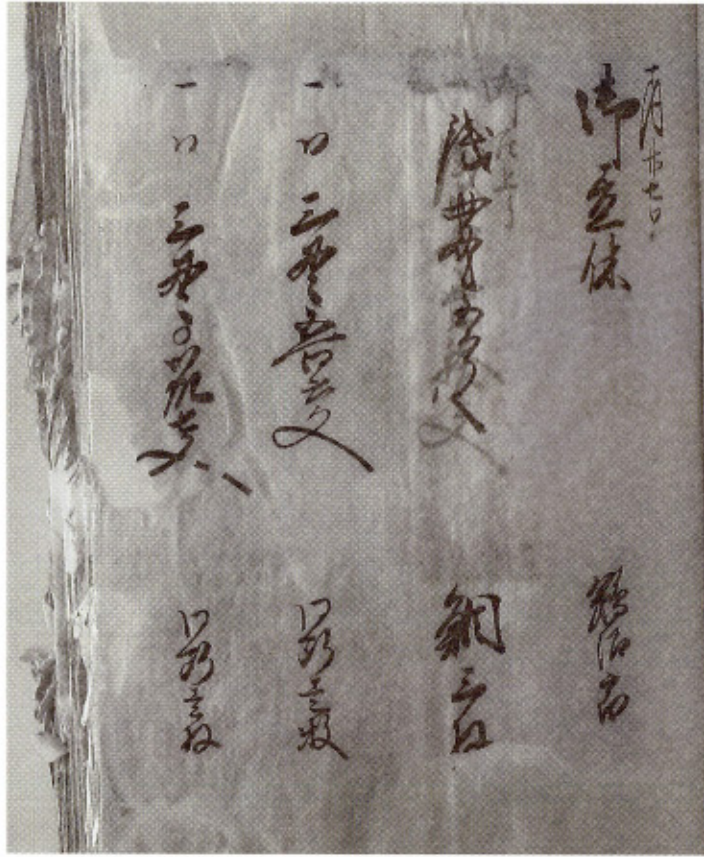
御昼休

〔裏紙〕
「錢四貫五百文」

鶴沼宿

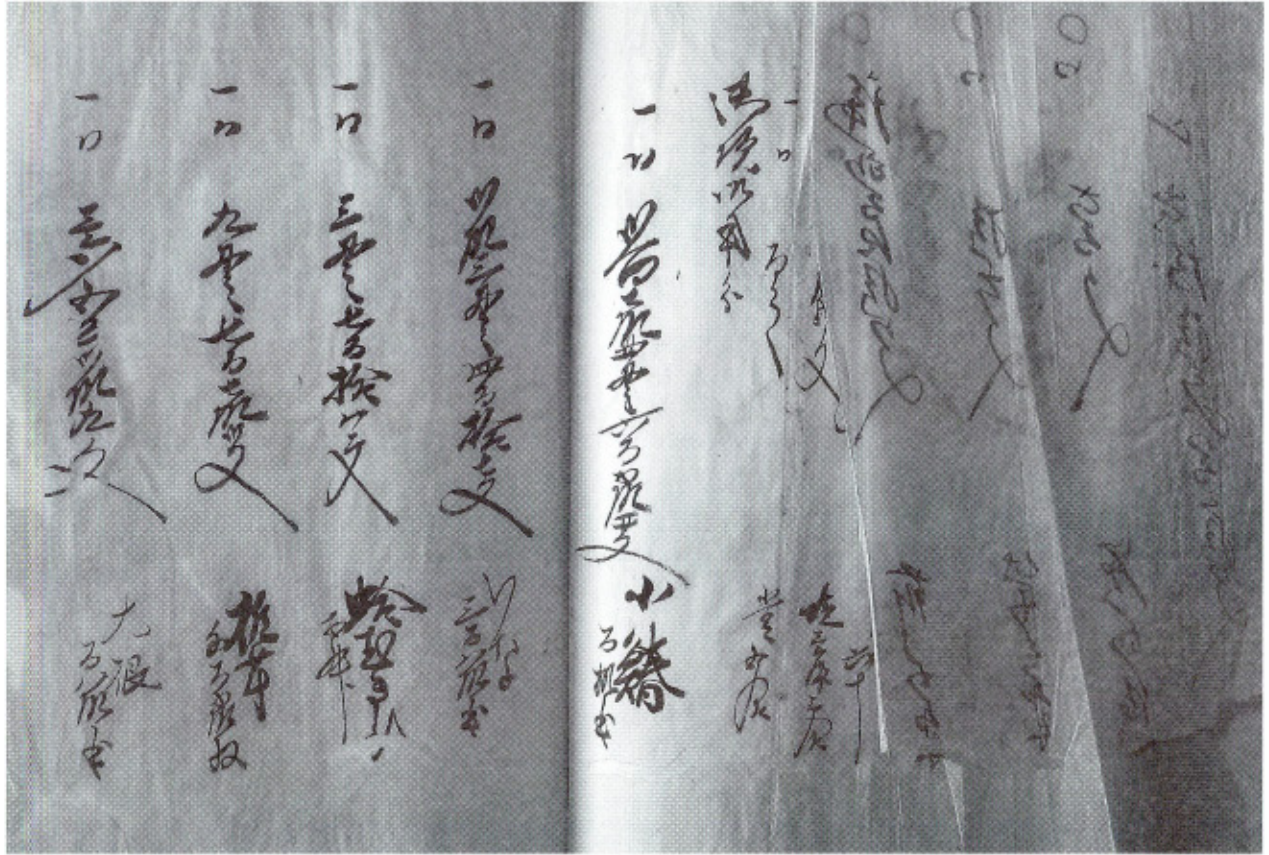
鯛三枚





- 〔同〕三貫五百六文 同断老枚
- 〔同〕三貫〇式拾七文 同断老枚
- 〔同〕錢四貫八百文 中鯛式枚
- 〔同〕錢三貫百式拾四文 鮒八枚
- 〔同〕八百式拾四文 同断六枚
- 〔同〕錢 貳貫八百文 鮒拾四枚
- 〔同〕三拾老文 大かふら 貳ツ
- 〔同〕錢式拾四文 漬松茸 拾六本
- 〔同〕八百四拾八文 かしこんぶ 五枚
- 〔同〕三百四拾八文
- 〔同〕百五拾七文

- 紙 付
- 〔同〕御遣用ニ不相成候
 - 〔同〕六拾貳文 李海月 老合五勺
 - 〔同〕錢四拾八文
 - 〔同〕三百拾八文 水菜 二十
 - 〔同〕錢式拾四文 水菜式株
 - 〔同〕貳百四拾八文 房大根 房大根
 - 〔同〕貳百四拾八文 房大根 貳ふさ
 - 〔同〕錢四百式拾四文 ゑのき茸 五拾枚
 - 〔同〕百八拾四文 小梅千六十
 - 〔同〕錢式拾四文
 - 〔同〕五拾貳文 塩老升三合
 - 〔同〕百文 小豆 五合
 - 御次御用分
 - 〔同〕貳百七拾四貫六百五拾四文 小鱈 百拾本
 - 〔同〕貳拾三貫四百拾七文 いな 三百八拾本
 - 〔同〕三貫七百拾一文 蛤むき 五升
 - 〔同〕九貫七百七拾貳文 椎茸 千百五拾枚
 - 〔同〕錢貳百四拾八文 薪五束
 - 〔同〕同 拾六文 柴老束
 - 〔同〕同 六百元 炭式俵
 - 〔同〕小以錢拾三貫八百三拾四文
 - 〔同〕錢五拾五貫八百文 小鱈三拾老本
 - 〔同〕八貫九百三拾六文 鮒百六拾五本
 - 〔同〕拾貫五百文 蛤むき 五升
 - 〔同〕六貫貳百四拾八文 椎茸
 - 〔同〕老貫五百式拾九文 大根百八拾本



〔付箋〕 錢百六拾六文

□ 錢四拾八文

〔付箋〕 錢九拾文

□ 一同老貫百九文

□ 一同老貫百拾九文

□ 錢老貫五百文

□ 一同 五拾老文

〔付箋〕 錢四拾文

□ 一同老貫三百八拾三文

〔付箋〕 錢六百七拾六文

□ 一同八百文

□ 錢貳百貳拾四文

□ 一同三貫五百四拾三文

〔付箋〕 貳貫五百文

□ 一同八百文

□ 一錢老貫九百拾九文

〔付箋〕 錢老貫八百七拾貳文

□ 一同老貫百四十老文

〔付箋〕 八百七拾貳文

□ 一同貳貫五百五拾八文

〔付箋〕 老貫八百文

□ 一同老貫三百三拾貳文

〔付箋〕 錢老貫三百三拾貳文

〔折紙断簡五点挿入〕

大根貳拾七本

黒こま三合

なめ茸拾五枚

茂魚あじう貳ツ

同三ツ

茂魚五本

ゆづ五ツ

牛蒡十本

銀南三升

銀南貳升

山芋四拾本

奈良漬拾 百割

沢庵大根百五拾本

赤味噌三貫目

赤味噌七升五合

上溜り六升

勝男（勝男）武士拾本

目方三百め

〔一式拾壹貫六拾文〕

〔同九貫六百元〕

〔御遣用ニ不相成候〕

〔同八貫六百三拾八文〕

〔錢四貫五百文〕

〔一式貫五拾壹文〕

〔錢壹貫四百文〕

〔所註御用〕
御外外御用参向

広橋前大納言殿

野々宮宰相中将殿

諏訪因幡守殿

和宮様下向御供

被仰付候旨

御留守

〔(後欠)〕

〔(前欠)〕

橋本大夫殿

小倉大夫殿

北小路善次藏人殿

奉行職事

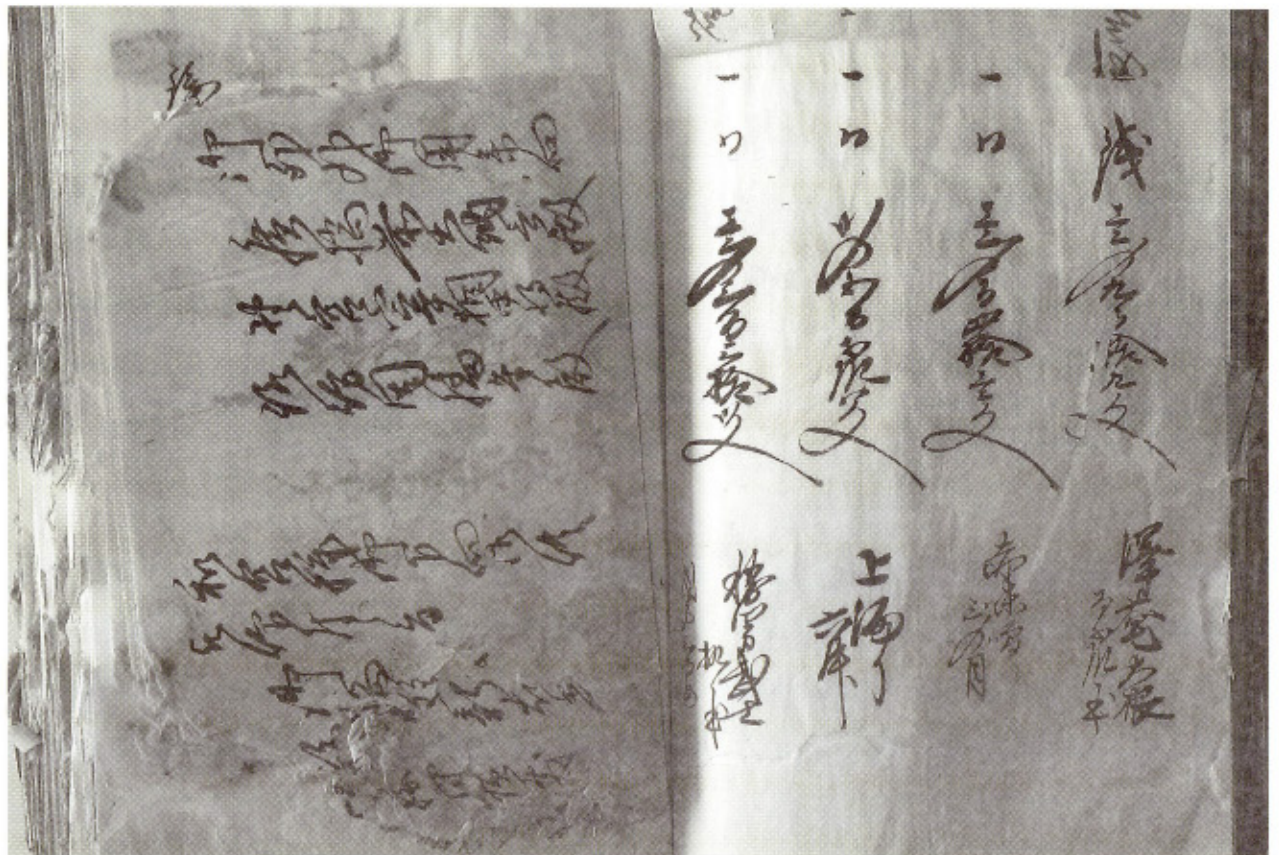
禁裏頭右大弁殿

鯛五枚

同三枚

加鱒四拾五本

美□□三升五合



〔御同断之節、御供被

仰付御旅棺御勤

番可相勤旨

跡部伊賀守

姫君様方御用人格

天璋院様御広敷番頭

水野新右衛門

〔様御広敷

〔後欠

〔前欠

〔御旅棺

〔通之分被遣候

御徒頭

諏訪庄右衛門

大久保権右衛門

仙石播磨守

岡三四郎

小野整三郎

高尾惣十郎

〔道中奉行

京町奉行

〔下役

喜多川四平

御普請役

山田弓之助

黒沢喜一郎

渡辺辰五郎

六笠弘太郎

右之方御引通し之分

黒沢勇五郎

山本房八

藤村皆一郎

鈴木忠五郎

伊藤八三郎

市川金太郎

小林金之助

関口大八郎

〔後欠

〔前欠

伊藤鞆之助

菊池藤太郎

関口西之助

三橋嘉兵衛

柴田鎌三郎

都倉松之助

高崎新作

〔右者御供之内御休泊割、

其外取調御用兼此節

より上京之旨

御徒目付

松本礼助
菅野市五郎
柳原栄五郎
横山為次郎
田上寅藏

(後欠)

(前欠)

□御小人

鈴木万之助
野口徳之助

御下男

伝八郎
伝左衛門
市五郎
光三郎
李次郎

□一錢六百九拾文

〔三百四拾四文〕

〔同九拾二文〕

〔三拾六文〕

□一同七貫七百八文

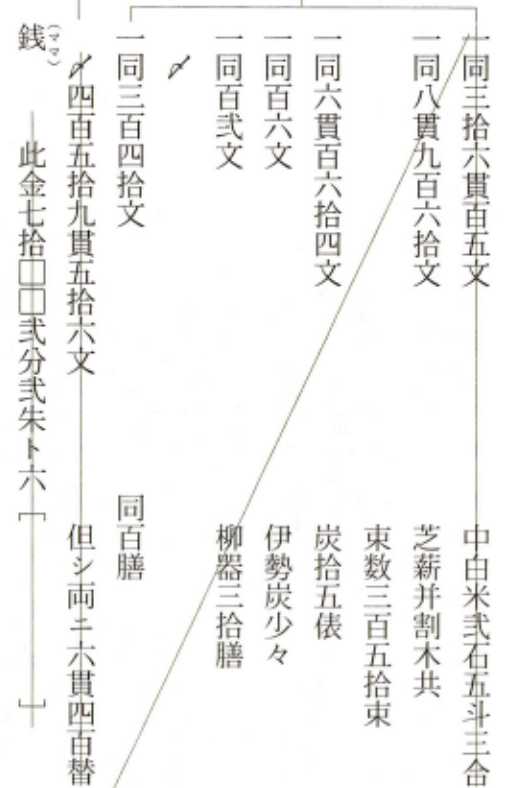
〔〇〕錢七貫六百四拾文

白砂糖壹斤

魚串 大拾八本

上々白米五斗
上白米五斗貳合□

紙 付



錢

〔〇〕一錢貳拾貳貫七百九拾三文

〔〇〕一同壹貫六百元

〔〇〕一同三貫文

〔〇〕一同貳百拾六文

〔〇〕小以錢百三拾四貫七拾五文

〔〇〕貳口

合錢百四拾七貫九百拾七文

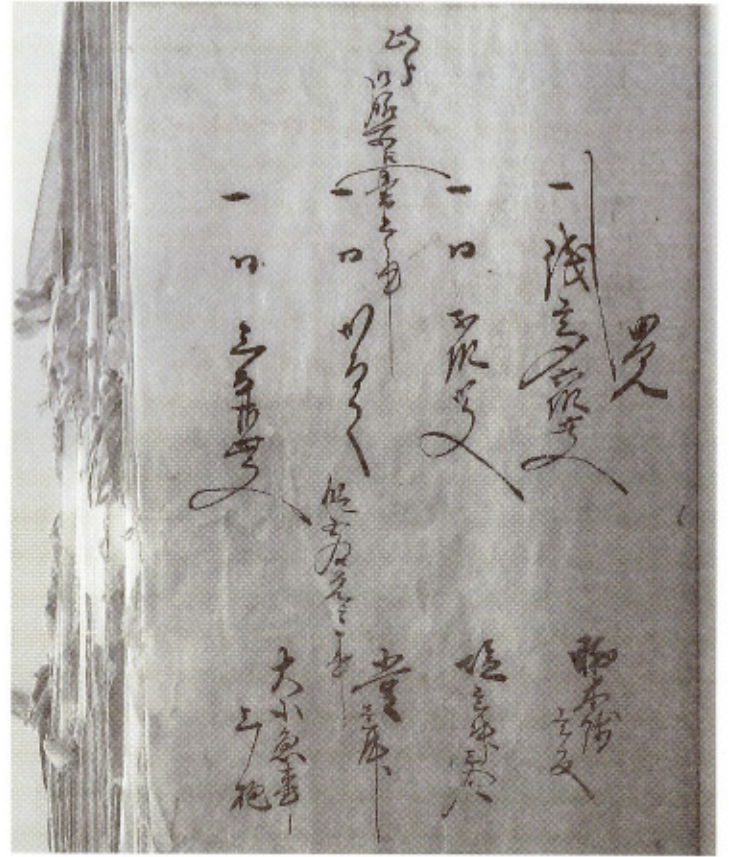
此金貳拾三兩永百拾貳文壹分

〔朱〕〇口九ツ

〔朱〕三拾五貫九百九拾三文

金五兩貳分三百九拾三文

右之通御陣屋より御報ニ付戌七月十七日書出ス如此、尤大津認旨御本陣より差図之候、調方兩様上納書遣ス



覚

〔二〕錢壹貫六拾四文

晒木綿 壹反

一同五拾貳文

塩 壹升三合

此分 御膳所江書上候事

一同貳百文

小豆 壹升

但シ五合覚ニ候事

一同三百廿四文

大小魚事 三抱

一拾六貫六百四拾八文

上々白米 壹石八升

一四拾九貫貳百三拾參文

上白米 三石四斗五升

一八貫九百六拾文

芝薪割木共 束數三百九拾八束

一拾貫文

炭貳拾五俵 壹俵ニ付四拾三〇

一同壹貫五百文

伊勢炭 三俵

ノ八拾七貫九百八拾九文

為金拾三兩貳分貳朱ト

七百八拾九文

〔内五兩貳分一朱ト〕

御陣屋より

三百九拾三文

下り候ニテ当々御座候

引 金八兩壹朱ト

三百九拾貳文不足

右ハ 和宮様去冬御下向之節、当宿 御旅館相成、其節御膳所并ニ御賄所江差出之候魚類、其外書面之通相違無御座候、以上

尾張殿領分

中仙道鶴沼宿

戊正月十五日

御本陣 桜井吉兵衛

問屋 野口定兵衛

年寄 坂井伝吉

御買上物書上帳

鶴沼宿 御本陣

右ハ 和宮様去冬 御下向之節当宿御屋休相成、其節御膳所并ニ御賄所江差出之候魚類、其外書面之通相違無御座候、以上

尾張殿領分

中仙道鶴沼宿

年寄

文久式戌正月十五日

問屋

坂井伝吉

野口定兵衛

御本陣問屋兼

桜井吉兵衛

石原清一郎様

多羅尾民部様

御役所

御家御役人様

御触書写

拙者共儀 和宮様御下向御道中御賄御用諸御買上代、其外取調為御用相越候、大津・信楽兩御代官・手代明後八日御領分江入込候筈ニ付、同日昼贄川宿出立、右手代同様之休泊割宿相越候条、宿々馬証文人足八人、休泊宿おゐてハ御定之支度上下五人分、宿共手当いたし可置候

但本文之外御勘定所御用聞近江屋直吉初三人附添相越候条、証文人足壹人手当いたし可置候

一御下向之節 御休泊宿々おゐて御買上相成候品代書上方江付、頃日相渡置候帳面之儀ハ、都而兩六貫四百文替之積を以錢と取直し、別紙雛形之通相認候様可致候、右之通り相心得、早々順達分鵜沼宿可被返候、以上

支配勘定

森 祐一郎

正月六日 支配勘定組頭
未之上刻 鈴木岩助

贄川宿より

鵜沼宿迄

右問屋中

御買上物書上帳

何宿

何引成り

一御泊

何々宿

一錢

何之

一同

一錢

此金

錢

但兩二六貫四百文

戌正月

何宿御本陣

以廻状申達候、先般 和宮様御下向ニ付、其宿々人馬繼立方取調御用として自分共止宿いたし候段、兼而申達調帳調印之儀ハ宿役人共并惣助郷村々惣代調印申付候儀ニ付、一同詰合之内遠方之助郷惣代も可有之ニ付、急速申達、詰合候様兼而申達置候處、宿方ニ寄取計方不行届、惣代共不揃ニ而帳面調方差支候間、止宿迄ニ急度詰合居候様取計可申候、万一助郷惣代之内宿方より詰合候様

申達候而も事前不參之者可有之茂難計、右ニ而ハ取調方差支候間、是非共詰合候様嚴敷掛合可申候、此書付早々順達鶴沼宿おゐて着之節可相返候、已上

御普請役代り

正月十一日

後藤忠一郎

午上刻出

御普「」

河田秀之助

渡辺辰五郎

市川保八郎

町田喜藤太

近藤伝次郎

中山道

越川宿より鶴沼宿迄

問屋
年寄中

猶^{なほもちて}以御下向之節御泊宿へ組合候宿々江ハ、御泊宿々より申達次第早々詰合居候様取計可申候、已上

追而今須宿ニ而ハ仙堂五郎次様江本文之趣御通達可有之候、已上

急廻文を以得御意候、然ハ御止宿御普請役陣方、昨日越川宿御泊り、十一日同宿御滞留之趣ニ御座候、同宿御出立日限之儀ハ難相分候得共、此段不取敢為御知申上候、以上

柏原宿

正月十一日

問屋

戌中

今須宿より先々

御同心衆中

〔和宮様御下向ニ付寄人馬御手当金内訳帳〕

一人足壹万六千人

内壹万五千人

千人

寄人足

馬士

此扶持米四拾石

代永七拾壹貫四百貳拾六文六分 但當酉十月中旬

下米金壹兩ニ付
五斗六升替之

一馬千疋

此飼料永拾〇文

但 壹飼文
永九文

一永貳拾五貫文

一薪五千五百束

代永四拾六貫貳百文 但シ

人馬小屋掛御手当
焚火料
焚火拾六人ニ付壹所
五束半ツ、壹束永八文四分

合金百六拾兩貳分永百貳拾文六分

下ヶ札

右ハ今般 和宮様御下向ニ付、御旅館於宿々御繼立人馬江 御手当被下置、宿方惣助郷共一同難有仕合奉存候、兼而被仰渡候通り

急度支度仕、行届候様可仕旨被仰渡承知奉畏候、依而如件

〔此金之内四拾兩鵜沼宿江請取有之、尤正金ニ而ハ無之、□内

□入金内ニ而差引ニ相成、

十五兩 兩度ニ有之野口かり

藤内拾兩炭拾兩五□仕ノ式拾兩仕払十五兩御普請役様ニ□し

三兩計り供江□しノ三拾八兩ハ支払申候、尤右之外家廻り等

支払之儀ハ跡勘定之事

尾州御領

濃州各務郡中山道

鵜沼宿問屋

野口定兵衛

年寄 山田斧太郎

永井肥前守領分

濃州厚見郡

加納宿問屋

庄三郎

年寄 丑吉

右鵜沼宿助郷惣代

各務村 丈右衛門

同断 下野村

平右衛門

右加納宿助郷惣代

下印食村 原四郎

同断助郷惣代本庄村

重平

御取締掛り

御役人衆中様

右之通相違無「」候、以上

西一月

御普請役元ノ 佐藤睦三郎印

右本紙之儀ハ加納宿問屋佐藤庄三郎方ニ有之

〔表紙〕 文久元西七月

御膳水書上帳

鵜沼宿

本陣 桜井吉兵衛

「」

乍恐御達奉申上候御事

一 御膳水 壹升ニ付目方四百五拾匁 右ハ私シ方向武藤嘉左衛

門方井戸ニ御座候、尤 寿明君様御下向之節も右場所ニ而御用候

ニ相成申候、外ニ宜敷水無御座候

依之取調奉書上候、以上

鵜沼宿

本陣問屋

桜井吉兵衛

西七月

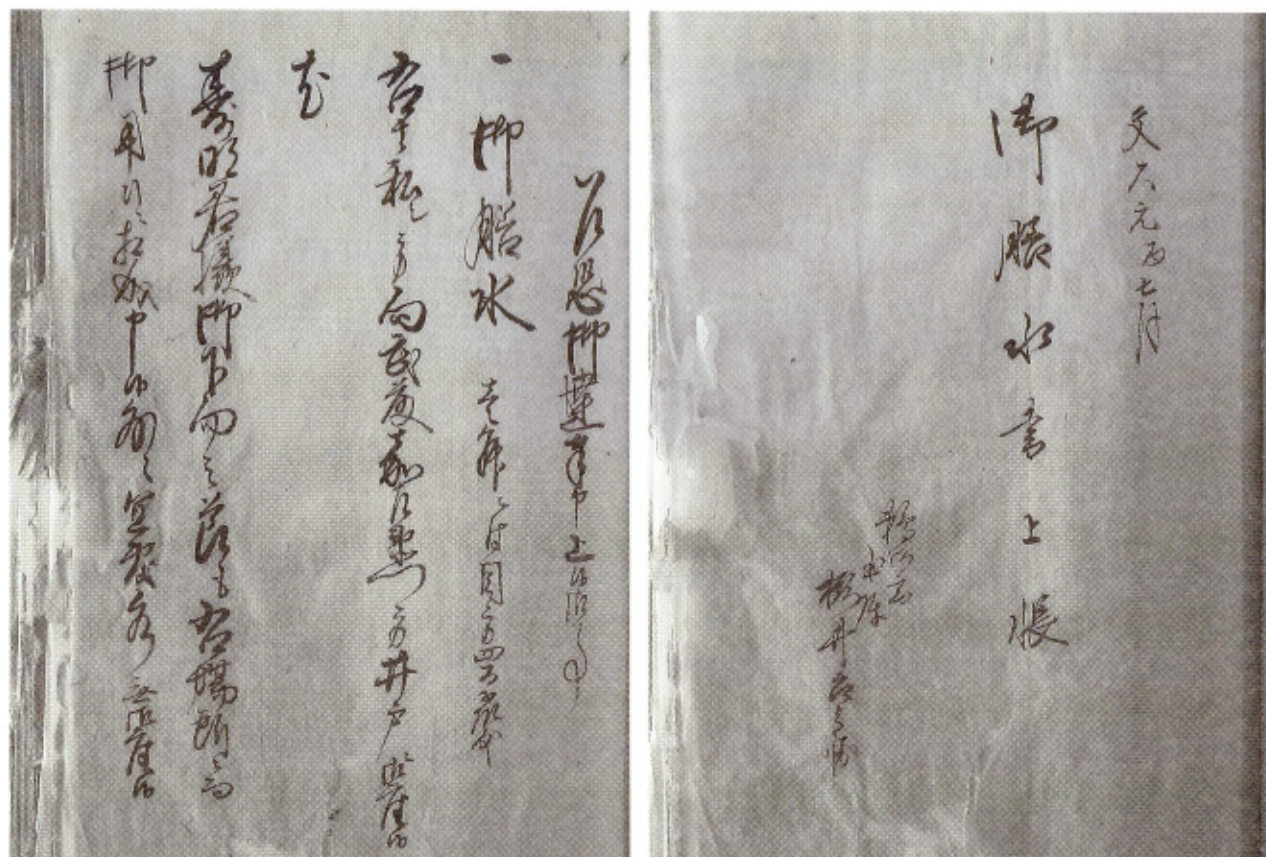
弓場勘三郎様

御陣屋

乍恐御達旁奉願上候御事

一 高札場壹ヶ所

人馬御手当等掛り并ニ



右者当宿高札場之儀、先年新ニ御取建相成候儀者何程已前之事ニも御座候哉難相分候へ共、右者屋根初ヶ所々々朽腐候節者、御達申上御見分之上追々御修復等も被仰付、是迄御持□来り候へとも、当節ニ至り而ハ何方も難捨置次第第二相成申候処、今般和宮様御下向ニ付而ハ、尚更難捨置次第奉存候、付而ハ乍恐早速御見分之上、何卒此度之儀者新ニ取建被成下置候様仕度、御達旁奉願上候、以上

西

鵜沼宿

七月

年寄 横山周平^印

弓場勘三郎様

問屋 野口貞兵衛^印

御陣屋

御買上直段

楫松式間五寸用位已下之挽木小割物共式間壹寸才ニ付

楫 無節ニ而代銀 九分

同 小節ニ而代銀 六分

同 節物ニ而代銀 四分

松 節物ニ而代銀 四分

山挽 巾八寸位已上

一椽壹間 四分板

老坪ニ付

無節ニ而代銀 九匁

小節ニ而代銀 六匁

節ニ而代銀 四匁

同

一同老間 巾八寸位以上

老坪ニ付 五分板

無節ニ而代銀 拾貳匁

小節ニ而代銀 九匁

節ニ而代銀 七匁

同

一同老間六分板

老坪ニ付

松小節ニ而代銀 六匁

同節ニ而代銀 五匁

杉小節ニ而代銀 六匁五分

杉節ニ而代銀 五匁五分

一杉丸太

十本ニ付

三間ニ而代銀 四拾匁

末三寸五分より貳寸迄

貳間半ニ而代銀 四拾五匁

末四寸 三寸位

貳間ニ而代銀 三拾三匁

末四寸より貳分位迄

老文(マ)ニ付代銀 貳拾七匁

末貳三寸位

老間ニ而代銀 拾六匁

末同斷

一杉之類取直候板

拾間□根束ニ付

代銀四拾匁

一杉木樋

老間ニ付

代銀老匁四分

一杉大極たろこ拾挺

代銀拾五匁

一同中極拾挺

代銀拾三匁

一同並極拾挺

代銀拾老匁

一同大貫拾挺

代銀拾三匁五分

一同中貫拾挺

代銀拾老匁五分

一同並貫拾挺

代銀八匁

一杉山貫拾挺

代銀六匁五分

損料借揚

一松杉老間六分板

拾坪日数十日ニ付

代銀拾八匁

一同斷老間五分板

拾坪ニ付日数十日ニ付

代銀拾五匁

一杉之類取直候板

拾間□拾束日数十日ニ付

代銀貳拾五匁

一杉丸太之類

拾本ニ付日数十日ニ付

三間ニ付代銀貳拾匁

末三寸位

貳間半ニ付代銀貳拾壹匁

末三寸位

貳間ニ付代銀拾六匁

末同断

壹丈ニ而代銀拾貳匁五分

末貳三十寸位

壹間ニ而代銀七匁五分

末同断

右之通直段認入可差出事

八月

御作事役所

左官方

入札注文

一壁ちり疵等中壁ニ而繕ひ、黄土上ハ塗、壹坪ニ付

代貳匁五分

一目單上ハ塗壹坪ニ付

代三匁貳分

一同白土上ハ塗り壹坪ニ付

代貳匁貳分

一有来白土削り落中壁より白土上ハ塗壹坪ニ付

代四匁

一中壁仕直シ壹坪ニ付

代貳匁五分

一木摺下地ニ懸葎漆喰下附白土上ハ塗、壹坪ニ付

代五匁

一目下地ニ懸葎中塗より黄土上ハ塗り、壹坪ニ付

代四匁五分

右者可入諸色都而持出し、足場懸手伝ひさ官共、見込可致入札事

八月

御作事役所

御買上直段

一七寸断 百本 目方三百五拾目程

代銀八匁五分

一大六寸断 百本 目方貳百四拾目程

代銀五匁五分

一六寸断 百本 目方百六拾目程

代銀三匁五分

一五寸断 百本 目方六拾貳目程

代銀壹匁九分

一四寸断 百本 目方四拾貳目程

代銀壹匁五分

一三寸断 百本 目方貳拾貳目程

代銀九分

一 貳寸断 百本 目方拾貳日程

代銀七分

一 壹寸五分断 百本 目方拾壹日程

代銀六分

一 板寸断 千本 目方七拾日程

代銀五匁

一 四寸断卷断 百本

代銀壹匁六分

一 三寸断卷断 百本

代銀壹匁貳分

一 貳寸断卷断 百本

代銀壹匁

一 四分一断 百本

代銀五分

一 五寸打合断 百本

代銀壹匁九分

一 大付坪 貳ツ

代銀五分

一 中付坪 貳ツ

代銀三分

八月

御作事役所

御買上直段

一 振石灰 壹石

代銀貳拾五匁

一 黄土 壹斗

代銀五匁

一 布苔 壹貫目

代銀拾貳匁

一 紙鞘 壹貫目

代銀拾八匁

一 葶^{すま} 壹貫目

代銀五匁

右直段認入可申事

八月

御作事役所

御買上直段

一 五尺繩 壹束

但壹把拾丈程

代銀拾壹匁

一 遣ひ繩 壹束

但壹把五丈五尺程

代銀壹匁貳分

一 援繩 壹貫目

代銀八分

一 明俵 拾枚

代銀貳匁五分

一 藁 壹貫目

代銀三分五厘

一 中ぬり^ち 壹貫目

代銀七分五厘

右直段認入可申事

八月

御作事役所

張付師方

入札注文

一 御上段入側御次向共張付有来上ハ張、捲取下張取繕ひ請張、上
ハ張入念張立方

拾坪ニ付

代五拾五匁

一 同内廻ノ張付有来上ハ張、捲取下張取繕ひ、請張上ハ張入念張
立方

拾坪ニ付

代五拾八匁

一 三六襖骨絵より箕三へん箕「」形紙、上ハ張新規張
立

但九尺四本立、式本立共三六廻シニ取計候事

片面壹本ニ付

代四匁五分

一 同襖有来上ハ張捲取下張繕ひ、請張形紙上ハ張

但同断

片面壹本ニ付

代式匁六分

一 三六障子同明ル障子共新規張立并張かへ共

但同断

壹本ニ付

代八分五厘

一 壁上張付打張より請張形紙上ハ張、新規張立方

拾坪ニ付

代六匁

一 壁腰張高式枚新張か□

壹間ニ付

代壹匁四分五厘

一 同断高壹枚半新規張かへ共

壹間ニ付

代壹匁式分

一 張窓高壹尺より式尺迄長六尺より廻シ張立方

代七分ツ、

右ハ可入形紙障子ハ場所おゐて相渡、都而下張紙・粘持出シ之積
入札可致事

八月

御作事役所

〔表紙〕 文久元西八月

和宮様御下向ニ付御修復向書上帳

鶴沼宿

本陣

問屋

桜井□兵衛

乍恐奉御願上候御事

一 御上段 式畳台

一同所 拾畳

一 御次之間 八畳

一 御入側 五畳

式畳 備後表 高麗縁 備後表組縁り付

同□断

同□断

同断

一御三之間 八疊

同断

一御入側 拾四疊

小田井表
紺縁り付

一御玄関 拾八疊

同断

一御膳所 八疊

同断

一御料理間 八疊

同断

一御番所 四ヶ所

但式ヶ所是迄有来り之分御見分之上御修復奉願上候

式ヶ所仮御番所、是者長九尺梁り老間疊建具共「」

奉願上候

一三ツ道具立 式

一御湯殿御両使所壺ヶ所

但新規御取建奉願上候

一御次通湯殿雪隠共三ヶ所

但破損取繕ひ

一表門左右高塀長拾貳間

腰板張替壁塗直シ

一御上段初御次通御座敷廻り

所々釣庇之分葺替

一店障子 拾本

是ハ新規「」分

一琉球表式拾五疊 但「」御座敷ニ相成候分

一店板張之所式拾疊 小田井表紺、縁り付新規御取建之分

但是ハ御役々衆様

御席取ニ相成候分

一御殿向初御次通障子張替所々ニ而悪敷処五拾本張替

一同断初御次通唐紙所々張替、取繕ひ共五拾本

一御抜道通り橋式ヶ所取繕ひ

一御上段并ニ御次通其「」所「」苦敷ヶ所々々上塗り取

り繕ひ

一同断屋根指瓦ヶ所々々取繕ひ

坪ノ五拾坪計り

一御上段二重天井拾疊間新規張替、但シ松六分ニ而竿縁垂木ニ而

一御玄関江通縁側取繕ひ

一御次通八疊間縁側老ヶ所

一御上段初都而床之分所々損シ

取繕ひ坪ノ貳拾五坪計

一御仮小家 三ヶ所

内

壺軒者御乗物置所

但長五間梁三間

壺軒者御道具置所

但長拾間梁五間

壺軒者御女中御駕籠置所

但長拾四間梁五間

右ハ今般 和宮様御下向も被為在候哉之趣ニ而、先年有君様并

寿明君様共両度 御下向之節々御振合取調候様被 仰付奉畏候、

若此節先年御振合ニ而 御通輿も被為在候ハ、「」

下候ハ、如何様共 御旅館相勤候哉ニ奉存候、依之乍恐奉書上候、

已上

鶴沼宿

西 本陣

八月 問屋